

DISCLOSURE

2024 金沢中央信用組合 信 頼 へ の あ ゆ み

KANAZAWA CHUO COMMUNITY BANK



— 経営理念 —

地域の人々から必要とされ、信頼される協同組織金融機関として「相互扶助」の精神のもと、中小零細事業者・勤労者とともに栄える。

当組合の概要

◆名 称	金沢中央信用組合
◆所 在 地	石川県金沢市上近江町 15 番地
◆設 立	大正 13 年 2 月 4 日
◆出 資 金	5 億 5 千 6 百万円
◆組合員数	3, 540 人
◆預 金 高	215 億円
◆貸 出 金	103 億円
◆常勤役員数	26 名
◆店 舗 数	3 店舗

Contents

ごあいさつ	2
おかげさまで創立100周年	3
事業方針	5
法令遵守体制	5
令和5年度 経営環境・事業概況	7
中期経営計画	8
リスク管理	9
地域貢献に関する事項	19
総 代 会	27
役員等の報酬体系	29
事業の組織	30
主要な事業の内容	33
資料編	36

ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のお引き立てを賜り、心より厚く御礼申し上げます。

本年も当組合の歩みと現状について、より一層ご理解を深めていただきたく、『DISCLOSURE 2024 金沢中央信用組合 信頼へのあゆみ』を作成いたしました。

おかげさまで私ども金沢中央信用組合は、令和6年2月に創立100周年を迎えました。創立以来100年もの長きに亘り、関わってこられた組合員をはじめ先人の方々に対し、あらためて心より深く感謝申し上げます。

令和5年度における我が国の経済は、5月にコロナ感染症が2類から5類へ移行されたことで、人流が活発となり、折からの円安も手伝って、インバウンド需要の増加により、全体としては好調に推移してきました。

当地でも、年末までは同様に推移してきましたが、元日の能登半島地震により、一時停滞を通り越し大きく後退し、先行きが見通せない状況となりました。

こうした中、当組合は信用組合の基本理念である「相互扶助」の精神のもと、地域経済活動の回復に向け、もっとも身近な金融機関として、組合員の方々とともに、課題解決に向けて、ともに考え、ともに取り組んでまいり所存であります。

これからも、組合員の方々から「ちゅうしん」と愛称で呼ばれ『愛される・親しまれる・頼られる』業域・地域のコミュニティ・バンクとして「フットワーク」と「フェイス・トゥ・フェイス」をモットーに、組合員の皆さまとの「共通価値を創造」し、「ともに栄え」、「ともに歩いていく」ことを目指してまいります。

どうかこのディスクロージャー誌をご高覧いただき、今後とも一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月



理事長 山口 孝

おかげさまで創立 100 周年

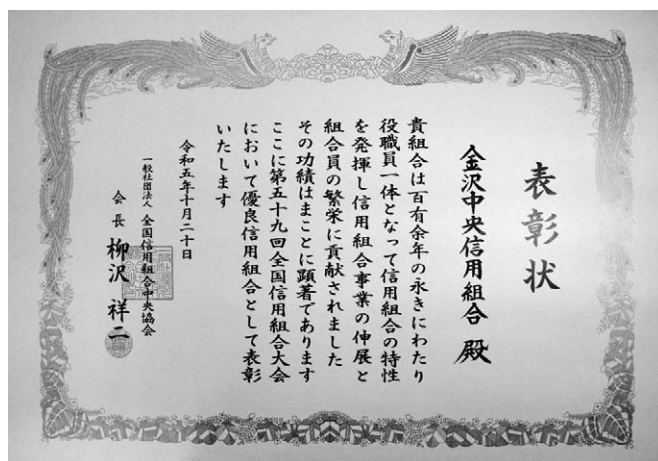
当組合は大正13年2月に産業組合法に基づく「金沢水産信用購買利用組合」として、金沢市民の台所「近江町市場」にて設立され、令和6年2月に創立100年を迎えることができました。

創立以来、大正から昭和、平成、そして令和と4つの元号にわたり、水産物卸・小売事業者を中心に地域の皆さまの身近な金融機関としてご愛顧いただいてまいりました。

これからも、地域の文化・産業を支えることが信用組合の原点であり、基本理念である「相互扶助」の精神のもと、組合員の皆さまと共に歩み続け『愛され・親しまれ・頼られる』コミュニティ・バンクを目指してまいります。

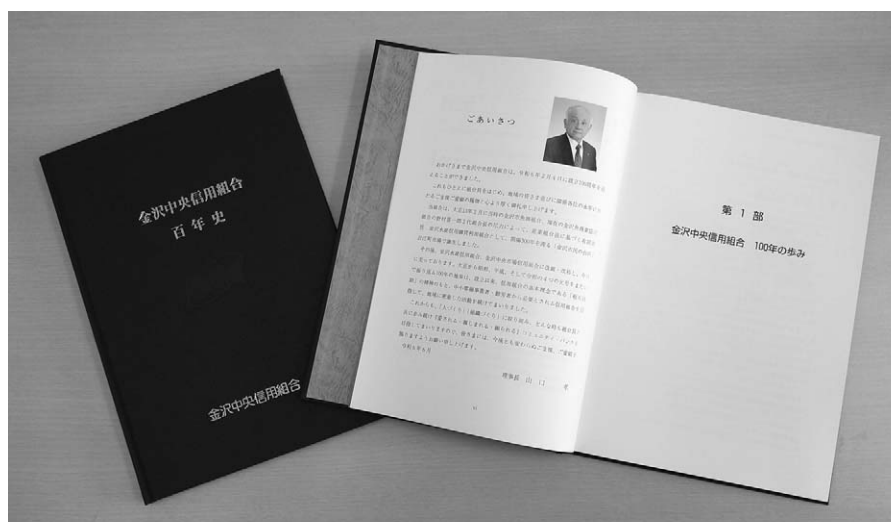
◆組合創立100周年を迎え特別表彰を受賞しました

令和5年10月20日に開催された第59回全国信用組合大会において、優良信用組合としての特別表彰を受けました。



◆組合創立100周年を記念し組合史を発行しました

当組合創立100年を迎え、大正時代の創立期から現在までの当組合の歩みを「金沢中央信用組合百年史」に取りまとめ編集いたしました。



◆記念ロゴを制定しました

当組合創立100年記念ロゴを制定し、各種キャンペーンや行事などに使用してまいります。



金沢中央信用組合は

おかげさまでみなさまにささえていただき

100周年を迎えることができました

「100th Anniversary」は 100周年と

今後の100年へ向けた未来の広がりを表現しています

これからも「地域のみなさまとともに」手を取りあって

大きな人の輪 絆が広がるよう 取り組んでまいります

◆特別定期預金、特別定期積金を発売しました

当組合創立100年を記念し、店頭表示金利から上乗せを実施した、特別定期預金および特別定期積金を発売しました。

創立100周年記念

特別定期預金

発売期間：令和6年5月1日～令和6年9月30日

おかげさまで 金沢中央信用組合は
創立 100 周年 を迎えることができました。

組合員の皆さまのご愛顧に感謝して

店頭表示金利より

0.1%

上乗せいたします。

【商品概要】 ※募集金額に達し次第、取扱を終了します。

募集金額	総額に達せず（個人・法人別募集：個人1千万円、法人3千万円）
販売対象	個人および法人（組合員限定）
預金種類	定期預金（1年・3年・5年） ・（個人）定期1000円～10万円以上・300万円未満 ・（法人）定期1000円～10万円以上・1千万円未満 （利息計算は、1000円未満は四捨五入） ※自動振替は、お振替はできません。
預入単位	1000円以上・1円単位
適用利率	お振入時の店頭表示金利 + 0.1%
その他	・本組合は、預金保険制度が対象となり、他の預金と合併して預金者一人あたり元本1千万円までとするの利息が保障されます。 ・今後の金融情勢等によっては、取扱期間中に商品内容を変更したり、取り扱いを中止することがあります。

※お振入の際は、お振入先を必ずご確認ください。

金沢中央信用組合

創立100周年記念

特別定期積金

おかげさまで 金沢中央信用組合は
創立 100 周年 を迎えることができました。

組合員の皆さまのご愛顧に感謝して

店頭表示金利より

0.1%

上乗せいたします。

お取扱期間：令和6年5月1日～令和6年9月30日

＜商品の概要＞

募集金額	1000円以上・契約額1億円
販売対象	組合員の方
預金種類	定期預金（3年・5年） ※毎月定額積み立て方式
預入単位	毎月積み込額1万円以上・1千円単位
預入方法	毎月の積み込は、お振入による積み立てです。
適用利率	お振入時の店頭表示金利 + 0.1%
その他	・本組合は、預金保険制度が対象となり、他の預金と合併して預金者一人あたり元本1千万円までとするの利息が保障されます。 ・今後の金融情勢等によっては、取扱期間中に商品内容を変更したり、取り扱いを中止することがあります。

※お振入の際は、お振入先を必ずご確認ください。

金沢中央信用組合

（本店営業部 076-261-7111・相談窓口 076-263-2201・大野営業部 076-267-1175）

事業方針

■ 経営の健全性確保

- (1) 取引先の悩み・経営課題を共有し、公認会計士・税理士等、外部の人材活用等により問題解決の手助けを行い、堅い信頼関係の構築と取引先の事業の再構築を側面的に支援することで貸出資産の健全化を進めます。
- (2) 小口多数取引に徹し、収益力の強化とリスク分散を進め、リスク管理の強化により資産の健全化を進めます。
- (3) リスク管理態勢の整備強化を図り、各種リスクを事前把握することにより、リスクの顕在化の防止・抑制に努めます。

■ コンプライアンスの徹底

- (1) 組合員からの信頼獲得のため誠実かつ公正な業務の遂行等により、顧客保護等管理態勢の構築・推進に努めます。
- (2) 定期的な内部研修をはじめ、常勤監事による全職員に対する個別ヒアリングの実施等により、コンプライアンスに対する意識の醸成と不祥事件の未然防止に努めます。

■ 働きがいの追求

- (1) 組合員のニーズに応えられる人材を育成するため、通信講座を含めた研修体制を整備するとともに自己啓発を促進します。
- (2) 働く職員同士のコミュニケーションの向上と、職員一人ひとりがスキルアップすることにより、働くことへの意義を感じ、働きがいのある職場づくりを目指します。

法令遵守体制

■ コンプライアンス遵守体制

コンプライアンスとは、法令や諸規定はもとより、社会的規範に至る、あらゆるルールを遵守することであり、当組合では次の法令遵守体制を進めております。

1. コンプライアンスの主管部署を総務部と定め、年間計画を記したコンプライアンス・プログラムを毎年策定し、理事会の承認を得て実施しております。
2. コンプライアンス・プログラムは、年間計画に基づき、定期的（隔月）に開催する役職員全体会議の最重要議題として取組んでおり、実施状況については理事会へ報告しております。
3. コンプライアンスは、役職員一人ひとりの意識が最も大切であり、全役職員にコンプライアンス・マニュアルを配布し啓発を推進するとともに、半期に一度コンプライアンスに関する自己診断を実施しております。
4. 顧客からの苦情等の円滑な解決を図るとともに、業務の改善と顧客満足の向上に役立てるため、顧客サポート管理規程等を定め遵守しております。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、反社会的勢力対応管理規程等を定め遵守しております。

■ マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）を防止し、業務の適切性を確保するため「当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

お客様各位

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

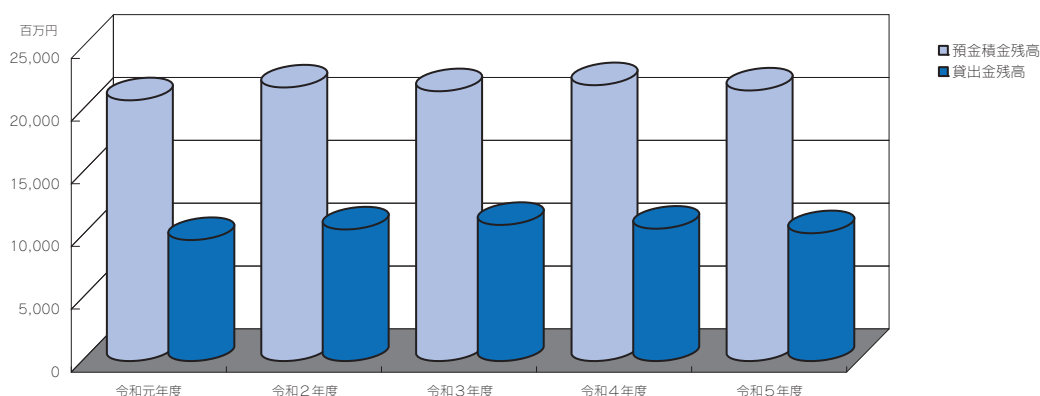
- （１）当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- （２）当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- （３）当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに石川県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年 3 月
金沢中央信用組合

【預金・積金、貸出金の推移】



令和5年度 経営環境・事業概況

当期における北陸地区の景気は、前半は新型コロナウイルス感染症の5類移行や、インバウンド需要の増加から比較的好調に推移しました。しかしながら、元日に発生した能登半島地震の影響は甚大で、当地経済は能登地区を中心に停滞を余儀なくされました。その後、政府による旅行割支援や北陸新幹線敦賀延伸等の明るい材料もあり、回復の兆しが見えつつあります。当組合の主要取引先においても、能登地区の震災からの復興には相応の時間を要することから、仕入れ及び販路の確保には未だ課題が残されています。

このような状況の中、当組合の令和5年度の営業成績は以下の通りとなりました。

■ 預金・積金

今期は個人預金、法人預金ともに減少し、預金積金の期末残高は、前期比4億2千万円減少の215億3千万円となりました。

■ 貸出金

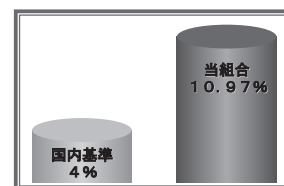
個人向け消費性資金、事業性資金ともに減少し、前期比2億4千8百万円減少の103億3百万円となりました。

■ 収益・費用

経常収益は、役務取引等収益が増加したものの、全体では273百万円に留まり、前期比76百万円減少しました。前期は減損債券の満期償還があり、その償還差益が大きく寄与していたものです。一方、経常費用は、大口与信先の民事再生手続きにより、貸倒引当金152百万円の積み増しが必要となり、前期比143百万円増加の411百万円となりました。これらの結果137百万円の経常損失、138百万円の当期純損失という厳しい決算となりました。

■ 自己資本比率

当期末の自己資本比率は、自己資本額の減少により、対前期末比0.90ポイント低下の10.97%となりました。国内基準の4.0%を上回る自己資本比率を確保しております。



【主要な経営指標の推移】

(単位：千円、%、人、口)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
利 益	経 常 収 益	302,705	307,369	307,386	350,058	273,852	
	経 常 利 益	24,472	△ 24,682	41,057	81,776	△ 137,969	
	当 期 純 利 益	24,175	△ 24,979	29,964	81,479	△ 138,266	
残 高	預 金 積 金 残 高	20,755,830	21,827,375	21,479,636	21,960,289	21,537,251	
	貸 出 金 残 高	9,679,751	10,513,105	10,855,842	10,552,637	10,303,933	
	有 価 証 券 残 高	6,195,893	6,304,864	6,285,768	5,641,680	5,407,473	
	総 資 産 額	23,267,674	25,862,397	25,252,221	24,700,751	22,936,452	
	純 資 産 額	1,375,980	1,367,666	1,359,474	1,333,947	1,149,898	
自己資本比率 (単体)		10.45	10.96	10.92	11.87	10.97	
普 通 出 資	出 資 総 額	362,372	359,572	359,871	357,891	356,679	
	出 資 総 口 数	724,744	719,145	719,743	715,783	713,359	
	組合員数	個 人	3,324	3,226	3,226	3,188	3,144
		法 人	403	400	400	399	396
		合 計	3,727	3,626	3,626	3,587	3,540
	出資に対する配当金	7,280	3,612	7,203	7,194	5,931	
優 先 出 資	出 資 総 額	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	
	出 資 総 口 数	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
	組合員数	個 人	—	—	—	—	—
		法 人	1	1	1	1	1
		合 計	1	1	1	1	1
	出資に対する配当金	3,240	3,240	2,360	2,360	2,360	
職 員 数	男 性	14	13	12	9	12	
	女 性	14	12	12	12	9	
	合 計	28	25	24	21	21	

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率 (単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

中期経営計画（2024年度～2026年度）

～ 次の 100 年 へ 向 け て ～

おかげさまで、令和 6 年 2 月に創立 100 年を迎えることができました。

次の100年へ向け、信用組合の基本理念である「相互扶助」の精神のもと、皆さまとの信頼関係をさらに強固なものとし、「愛され・親しまれ・頼られる」コミュニティバンクとして、地域の発展を支えていくため、取引基盤の拡大、人財育成等に取り組んでまいります。

安定収益の確保による持続可能なビジネスモデルの構築

- 貸出金の増強を第一として、営業推進体制の強化とターゲット先を明確にした提案活動の徹底と役務取引等収益の増収を図り、業務の効率化による生産性の向上に努めます。
- 食品関連事業先にとらわれない、その他事業者への取引推進に努めます。

中小零細企業・事業者に対する支援と地域活性化への取組みの強化

- 組合員である中小零細企業・事業者への積極的かつ継続的な信用供与を通じての支援体制を継続し、また、経営改善・事業再生、創業支援・新事業立上げ、事業承継・事業転換などコンサルティング支援へ、更なる体制整備の強化に努めます。

持続可能性

地域活性化

基盤強化

人財づくり

- 資産の最適化に向け、業務の効率化、再構築を行ってまいります。
- コンプライアンス・リスク管理態勢の強化に取り組んでまいります。

営業基盤の強化

- 将来に向けて人財の育成は、重要な課題であり能力向上の施策を通じて、顧客より信頼される職員の育成を目指します。
- 自身が地域社会の一員であることを認識し、常に人と人との繋がりを大切に積極的に地域振興活動に参加いたします。

人財の育成と働きがいのある職場づくり

リスク管理

リスク管理の体制

■ リスク管理の基本方針

金融の自由化・国際化の進展などにより金融機関を取巻く環境は大きく変化し、取扱業務や金融サービスは多様化・複雑化しており、リスク管理の重要性は一段と高まっております。

当組合では、経営の健全性の維持・向上を図るため、リスク管理を重要な経営課題の1つと位置付け、「各リスク管理方針・規程」に則り、各リスクの把握とリスクの顕在化未然防止・抑制に努めております。

また、「統合的リスク管理方針」、「統合的リスク管理規程」に基づき、当組合の規模・特性に見合った統合的リスク管理態勢の整備を図るとともに管理体制の確立に努めてまいります。

■ 信用リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金などの資産の価値が減少または消失し、損失を被るリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを最重要リスクと認識の上、「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」及び「与信に関する基本方針（クレジットポリシー）」を制定し、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを認識する管理態勢の構築に努め、融資に際しては厳正な審査を実施しております。

また、信用リスクの管理にあたっては、「信用リスク管理システム」を審査に活用するとともに、特定先に対する過度な与信集中を排除するため、与信限度枠を設定するなどして管理の強化に努めております。

貸倒引当金については、「資産の自己査定基準書」に基づき厳格な資産査定を行い、「償却・引当に関する基準書」に基づき算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

○リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当するリスク・アセット額を求めるために使用する資産に対する掛目のことです。

当組合の保有する資産の一部（有価証券等）について、以下の4社をリスク・ウェイトの判定に使用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

1. 格付投資情報センター（R & I）
2. 日本格付研究所（J C R）
3. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
4. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S & P）

○信用リスクの削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保や保証に過度に依存しないよう努めております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

万一、与信取引においてお客様が期限の利益を失われた場合には、預金相殺を用いる場合がありますが、この際、信用リスク削減方策の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、払戻充当いたします。なお、パーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法における、適格金融資産担保付取引においては、当組合は簡便手法を用いており、自組合預金積金の担保に関する手続きについては、組合が定める「貸出事務取扱要領」等に基づき、適切な事務取扱いを行っております。

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付として証券化し、第三者に売却することをいいます。

一般的には、証券の裏付となる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当組合においては、いずれも該当する取引は行っておりません。したがって、証券化に関するエクスポージャー及びリスクは存在しません。

■ 市場リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当組合では、経営体力に見合った適正な水準にリスクをコントロールし、適正な収益を確保することを基本方針としております。

市場リスク管理の方法については、「市場リスク管理規程」においてリスク限度枠と限度枠に対するアラーム・ポイントを定め、VaR（バリュー・アット・リスク）手法により行っております。また、その内容を常勤会に報告するとともに必要に応じて対応について協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

■ 流動性リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、必要な資金の確保ができなかったり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。

当組合では、資金繰りの状況・見通し及び資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳格に把握・管理することにより、経営基盤の安定性の向上を図るとともに、平常時においても流動性危機時を想定しての対応策を確立することを基本方針としております。

流動性リスクの管理については、資金繰り管理部門が日次の資金繰り及び支払準備資産の状況を把握するとともに、その状況について定期的に常勤会に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、信用リスク、市場リスク、流動性リスク以外の全てのリスクを「オペレーショナル・リスク」と捉え、その主なものとして「事務リスク」、「システムリスク」、「人的リスク」、「風評リスク」等があると考えております。これらのリスクをはじめ、多様化かつ複雑化するリスクに対し顕在化の未然防止及び発生時における影響度の最小化を図るため、基本的な管理方針及び管理規程の整備など、管理態勢の構築に努めております。また、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備など、顧客保護の観点重視した体制整備に努めております。

○オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

■ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要に関する事項

出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式及び全信組連などへの出資金が該当します。当組合では、リスク管理に配慮した余裕資金の効率かつ安全な運用を図るため「余裕資金運用規程」、「有価証券運用規程」及び「市場リスク管理規程」を制定しており、上場株式等の有価証券の運用・管理については、各規程に基づき、適正な運用とともに適切なリスク管理に努めております。

また、非上場株式及びその他出資金に関しては、当組合が定める内部規程に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当組合は令和6年3月31日現在、上場株式は保有しておりません。

■ 金利リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に影響を及ぼすことをいいます。

当組合では、金利リスクについて、安定した収益を上げるためには一定のリスクテイクは必要であり、一方では経営体力（自己資本）に見合う範囲内に抑制することが重要であると認識しております。

リスク管理については、銀行勘定に対する一定の市場金利変動を想定した金利リスク量を算定し、その結果を常勤会に報告するとともに、必要に応じて適切な対応をとる体制としております。

○内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当組合では、保有する資産・負債のうち、貸出金、預け金、有価証券、預金等についての金利変動により発生するリスク量を、経済価値変化（ $\Delta E V E$ ）により計測しています。円金利ショック幅を1%とし、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化について算出しております。なお、算出における行動オプション性の考え方は、「コア預金」については保守的な前提に基づき考慮しておりますが、「固定金利貸出の期限前解約」及び「定期預金の早期解約」については考慮しておりません。

■ 自己資本の構成に関する事項

○自己資本の充実の状況

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	1,371,064	1,225,654
うち、出資金及び資本剰余金の額	757,892	756,679
うち、利益剰余金の額	622,727	474,906
うち、外部流出予定額 (△)	9,554	5,931
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	18,565	40,345
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	18,565	40,345
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,975	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,391,606	1,266,000
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	4,609	3,245
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4,609	3,245
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4,609	3,245

自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ))		(ハ)	
		1,386,997	1,262,755
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		11,156,776	10,985,730
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			43,904
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		43,904
	うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)		—
	うち、繰延税金資産		—
	うち、前払年金費用		—
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—
うち、上記以外に該当するものの額		43,904	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		527,279	523,697
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)		11,684,056	11,509,427
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (二))		11.87%	10.97%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

○自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	金沢中央信用組合	金沢中央信用組合
自己資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	356,679千円	400,000千円
償還期限	—	—
配当率	年1.00%	年0.59% (5年固定型)



■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位：千円)

	令和 4 年度		令和 5 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	11,156,776	446,271	10,985,730	439,429
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	10,991,420	439,656	10,864,614	434,584
(i) ソブリン向け	58,309	2,332	97,719	3,908
(ii) 金融機関向け	2,006,947	80,277	1,759,049	70,361
(iii) 法人等向け	5,563,879	222,555	5,464,224	218,568
(iv) 中小企業等・個人向け	613,662	24,546	551,413	22,056
(v) 抵当権付住宅ローン	159,949	6,397	148,551	5,942
(vi) 不動産取得等事業向け	2,087,079	83,483	2,143,559	85,742
(vii) 三月以上延滞等	30,733	1,229	88,959	3,558
(viii) 出資等	22,825	913	22,825	913
出資等のエクスポージャー	22,825	913	22,825	913
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	282,996	11,319	301,336	12,053
(xi) その他	165,037	6,601	286,974	11,478
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	119,201	4,768	118,866	4,754
ルック・スルー方式	119,201	4,768	118,866	4,754
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	43,904	1,756		
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	2,250	90	2,250	90
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	527,279	21,091	523,697	20,947
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	11,684,056	467,362	11,509,427	460,377

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

■ 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

○信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

＜業種別及び残存期間別＞

（単位：千円）

業種区分 期間区分 エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国 内	24,896,994	23,315,698	10,711,456	10,452,836	3,732,660	3,631,845	42,222	278,653
国 外	—	—	—	—	1,975,626	1,877,013	—	—
地 域 別 合 計	24,896,994	23,315,698	10,711,456	10,452,836	5,708,287	5,508,859	42,222	278,653
製 造 業	1,470,581	1,335,800	568,123	533,928	902,457	801,871	—	—
農 業、林 業	650	3,091	650	3,091	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業、砕 石 業、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	357,170	325,577	257,159	225,566	100,010	100,010	—	—
電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業	601,160	701,274	—	—	601,160	701,274	—	—
情 報 通 信 業	100,127	—	—	—	100,127	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	454,084	420,212	354,052	320,168	100,032	100,043	—	247,013
卸 売 業、小 売 業	3,820,385	3,580,757	3,719,304	3,480,120	100,486	100,263	16,874	14,786
金 融 業、保 険 業	10,047,643	8,869,240	—	60,000	2,084,347	1,986,153	—	—
不 動 産 業	2,421,597	2,390,951	1,899,690	1,869,428	517,406	517,023	—	—
物 品 質 貸 業	—	5,000	—	5,000	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	52,447	115,238	52,447	115,238	—	—	—	—
宿 泊 業	14,996	111,410	14,996	111,410	—	—	—	—
飲 食 業	1,170,654	1,245,006	1,170,654	1,245,006	—	—	—	—
生活関連サービス業、 娯 楽 業	92,427	80,773	92,427	80,773	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	511,821	425,651	510,971	424,801	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	505	505	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	1,105,268	1,102,763	—	—	1,101,984	1,101,921	—	—
個 人	2,070,978	1,978,304	2,070,978	1,978,304	—	—	25,347	16,853
そ の 他	604,493	624,140	—	—	100,272	100,297	—	—
業 種 別 合 計	24,896,994	23,315,698	10,711,456	10,452,836	5,708,287	5,508,859	42,222	278,653
1 年 以 下	9,326,636	9,894,150	3,684,907	3,604,348	310,452	410,353		
1 年 超 3 年 以 下	3,991,993	2,387,054	1,740,829	1,686,699	801,163	700,354		
3 年 超 5 年 以 下	1,851,021	1,824,335	1,451,021	1,424,335	400,000	400,000		
5 年 超 7 年 以 下	2,435,604	2,368,439	1,235,604	1,096,712	1,200,000	1,271,727		
7 年 超 10 年 以 下	2,115,609	1,927,834	945,403	927,834	1,170,206	1,000,000		
10 年 超	3,838,484	3,894,998	1,638,188	1,694,743	1,700,296	1,600,255		
期間の定めのないもの	1,337,643	1,018,885	15,501	18,163	126,168	126,168		
残 存 期 間 別 合 計	24,896,994	23,315,698	10,711,456	10,452,836	5,708,287	5,508,859		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産及びその他の資産等が含まれます。
4. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	当期増減額	期末残高	当期増減額
一般貸倒引当金	18,565	△ 4,276	40,345	21,779
個別貸倒引当金	123,213	△ 15,321	253,920	130,707
合 計	141,778	△ 19,596	294,266	152,487

○業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：千円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	令和4年度		令和5年度		令和4年度	令和5年度
	当期増減額	期末残高	当期増減額	期末残高		
製 造 業	—	—	140	140	—	—
農 業、 林 業	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	△ 893	3,976	△ 814	3,162	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	—	—	143,510	143,510	—	—
卸 売 業、 小 売 業	△ 14,751	106,721	△ 2,776	103,945	—	—
金 融 業、 保 険 業	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	△ 314	3,074	△ 2,826	247	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—
教 育、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個 人	637	9,440	△ 6,525	2,914	—	—
合 計	△ 15,321	123,213	130,707	253,920	—	—

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 貸出金償却は、個別貸倒引当金の目的取崩分（4年度：21,148千円 5年度：—）を除いて記載しております。
3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：千円)

告示で定めるリスク・ウェイトの区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	5	3,655,037	5	2,782,569
10%	—	583,097	—	977,199
20%	509,403	9,224,464	610,120	7,985,638
35%	—	456,999	—	424,432
40%	—	400,984	—	400,984
50%	2,003,811	40,475	1,802,762	282,978
75%	—	658,958	—	590,842
100%	217,684	7,061,942	217,269	7,158,557
150%	—	26,331	—	24,538
250%	—	57,797	—	57,797
1250%	—	—	—	—
合 計	2,730,906	22,166,088	2,630,157	20,685,540

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りません。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■ 信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：千円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	572,775	516,604	20,004	16,476	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構により保証されたエクスポージャー）を含みません。

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

○出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表 計 上 額	時 価	貸借対照表 計 上 額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	219,125	—	219,125	—
合 計	219,125	—	219,125	—

○出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ありません。

○貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	126,168	126,168
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	487	420	12	9
2	下方パラレルシフト	0	0	5	4
3	スティープ化	408	367		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	487	420	12	9
		令和4年度		令和5年度	
8	自己資本の額	1,386		1,262	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

「お客さまの情報」の定期的な確認についてご理解とご協力をお願いいたします

— マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にご協力ください —

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。

各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。

この対策の一環として、信用組合を含む各金融機関では、お客さまの現在の情報を定期的に確認する取組み(※)について、それぞれ所定の方法により順次行っております。

(※) 既にお取引をいただいているお客さまに対し、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに関する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組みです。

このようにお客さまお一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに紛れて気づかれないように金融機関を利用したり、お客さまになりすまして預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さま方の安全・安心にも繋がる取組みとして行っております。

お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解いただき、信用組合からの「お客さまの情報」に関する定期的な確認の依頼に対して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

最近とは色々な方法でお客さまの情報を取得しようとする詐欺の手口が発生していますので、もしも不審な点がある場合には、お取引のある当組合の本支店にご照会いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

リスク管理債権・金融再生法開示債権の状況

リスク管理債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

当組合の金融再生法における開示債権は1,081百万円ですが、749百万円は担保・保証等で保全されており、332百万円に対して、254百万円の貸倒引当金を計上しております。開示債権に対する保全率は92.7%であり将来のリスクに備えております。

(単位：百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)= (B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金 引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	46	30	16	46	100.0	100.0
	令和5年度	281	128	152	281	100.0	100.0
危険債権	令和4年度	622	504	106	611	98.2	90.7
	令和5年度	690	578	101	679	98.4	90.4
要管理債権	令和4年度	139	61	2	63	45.9	2.6
	令和5年度	109	42	0	42	38.6	0.6
	三月以上延滞債権	令和4年度	—	—	—	—	—
		令和5年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和4年度	139	61	63	45.9	2.6
		令和5年度	109	42	42	38.6	0.6
小 計	令和4年度	807	596	125	721	89.3	59.2
	令和5年度	1,081	749	254	1,003	92.7	76.5
正 常 債 権	令和4年度	9,927					
	令和5年度	9,400					
合 計	令和4年度	10,735					
	令和5年度	10,481					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

地域貢献に関する事項

I 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、金沢市の武蔵ヶ辻近江町地区・駅西地区・大野地区に店舗を配置し、石川県内において事業を営む食料品取扱業者、勤労者、その他の協同組織、及び金沢市・白山市・野々市市・かほく市・河北郡の中小規模の事業者、勤労者、その他の協同組織、住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の基本理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

中小零細事業者や勤労者、その家族、住民など一人ひとりの顔が見える取引、すべてに手の届くキメ細かな取引をモットーにしており、常にお客様（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質の向上や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

II 預金を通じた地域貢献

○預金の状況

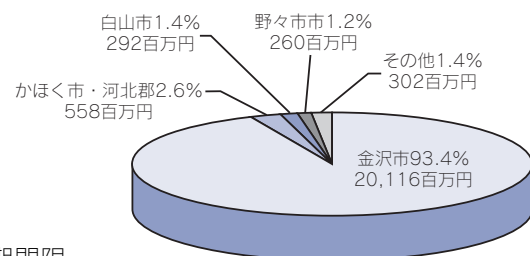
当組合は、個人より12,443百万円、法人（個人以外）より9,093百万円をお預かりいたしております。

○預金の地区別状況

当組合の預金は、金沢市を中心とする地元地域の皆様からの預金で占められております。

○特別金利等の定期預金の取扱い

当組合では、お客さまのニーズなどに合わせて期間限定の特別金利の定期預金や懸賞金付き定期預金などを取り扱っており、ご好評頂いております。



III 融資を通じた地域貢献

○貸出金の利用状況

当組合は、個人向け融資2,232百万円、事業性融資8,071百万円のご利用を頂いております。

○貸出金使途の利用状況

当組合は、設備資金5,019百万円、運転資金5,284百万円のご利用を頂いております。

○貸出金地区別の利用状況

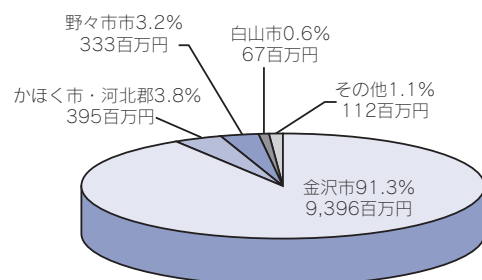
当組合の貸出金は、金沢市を中心とする地元地域の皆様にご利用頂いております。

○地方自治体の制度融資の利用状況

当組合は、石川県や金沢市の中小企業向け制度融資の取扱窓口指定されており、令和5年度は、石川県制度融資10件63百万円、金沢市制度融資6件34百万円を、新たにご利用頂きました。

○住宅ローン・消費者ローンの利用状況

当組合は、組合員の皆様に、より豊かな暮らしづくりのお手伝いとなるよう住宅ローンや各種消費者ローンの融資を行っており、住宅ローン1,274百万円、消費者ローン264百万円のご利用を頂いております。



IV お取引先への支援状況、及び地域の活性化のための取組状況等

○経営改善支援

当組合では、取引先に対するコンサルタント機能を発揮するうえで最も重要なことは、お客様との信頼関係を築くことであると考え、定期的かつ継続した訪問活動等によりお客様との親密な関係を築くことに重点を置き活動しています。

こうした活動を通じてお客様の経営実態を把握し、抱えておられる経営課題等の相談に親身になって対応できるよう心がけています。

さらに、経営支援部・審査管理部と各営業店が連携し経営改善計画策定の支援と金融の円滑化に努めています。また、TKC 全国会と提携し認定経営革新等支援機関である公認会計士事務所との連携も行っております。

○創業支援

商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫との業務提携・協力の枠組みへ参加し創業支援を行っております。

○地域振興・活性化への取組み

地域の振興・活性化のための保証・担保に過度に依存しない事業者ローンの取扱いを行っております。

○北陸税理士会と中小企業支援での連携について

当組合は、北陸税理士会の石川県内 5 支部と中小企業支援のための業務協力に関する連携協定を締結しており当組合と北陸税理士会は相互に連携して、中小企業の育成ならびに事業承継、経営相談等、より一層の支援を行ってまいります。

○他の金融機関等との連携について

当組合は、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは守秘義務に留意しつつお客様の同意を得たうえで、情報の確認・照会を行うなど地域金融の円滑化に努めてまいります。

V 地域サービスの充実

○キャッシュカードサービス

当組合のキャッシュカードは、全国の信用組合、銀行、郵便局やコンビニエンス・ストアの ATM で利用可能であり、さらに『しんくみお得ねっど』では、提携する信用組合の ATM で指定の時間内であれば、お引出し手数料を支払うことなく現金の引出しが可能です。

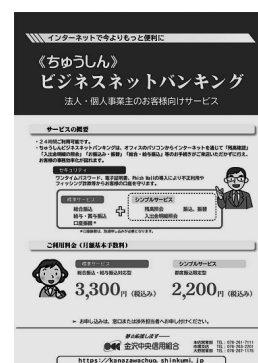
また、ATM 利用手数料(振込手数料は除く)が戻ってくる「キャッシュバックサービス」も行っております。



○法人向けインターネットバンキングサービスの取扱い

事業所のパソコンからインターネットを通じて預金口座の「残高確認」「入出金明細の照会」「お振込・振替」「データ伝送サービス(総合・給与振込)」等のお手続きがご来店いただくに行える法人向けインターネットバンキングサービス「ちゅうしんネットバンキング」の取扱いをいたしております。

インターネットに接続可能なパソコンをお持ちの法人および個人事業主の方が対象で、お客様の事務効率化が図れるサービスです。



○全国の信用組合で通帳記帳が可能

当組合では、全国の信用組合の ATM (一部の信用組合を除きます) で普通預金の通帳記帳が相互に可能な「信用組合 ATM 相互記帳提携」を平成29年11月より開始し、お客様の利便性向上に努めています。

○年金受給者への訪問活動等

当組合で年金をお受け取りになられている方々へお誕生月にささやかなお祝いの品をお渡ししております。

また、200万円を上限として店頭金利より0.08%金利を上乗せした「ちゅうしん年金定期とくとく」の取り扱いを行っております。

○情報提供活動

当組合では、隔月発行のいきいきライフを応援するしんくみ情報誌「ボンビバーン」を店頭等でお配りしております。

また、インターネットのホームページを開設し各種情報を発信しております。(ホームページアドレス <https://www.kanazawachuo.shinkumi.jp/>)



Ⅵ 文化的・社会的貢献に関する活動

○地域行事への参加

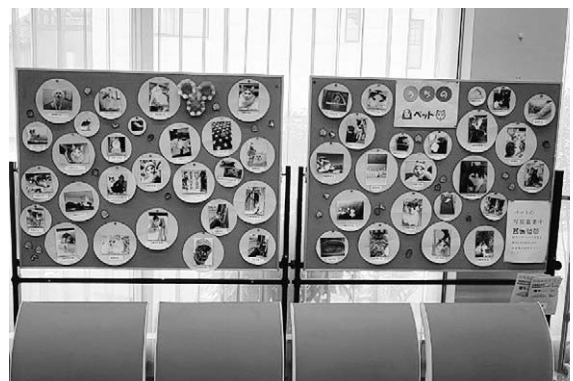
当組合では、各店地域の交流を進めるとともに、地域ぐるみの諸行事等に積極的に協賛・参加して、ふれあいの輪を広げております。

また、能登半島地震支援チャリティ募金の呼びかけを行い多くの方のご協力をいただきました。



○ロビー展の開催

店舗のロビーをお客様の交流の場と位置付け、地域の方々へ開放し各種展覧会等で利用いただいております。



○クレジットカードでの社会貢献

当組合では、信用組合と㈱オリエントコーポレーションが提携し共同開発した社会貢献型クレジットカード「しんくみピーターパンカード」の取扱いを行っております。このクレジットカードでショッピング等にご利用されたご利用額の0.5%が地域のチャリティ関連諸団体やロンドンの「グレート・オーモンド・ストリート病院こどもチャリティ」等に寄付されます。

寄付された資金は、難病や障害と闘っている子どもたちへの健全な育成活動に役立てられています。(お客様は、カードをご利用になるだけでご負担はありません)

また、当地域では、令和6年2月14日「石川県肢体不自由児協会」へ寄付させていただきました。



○献血活動の実施

当組合では、社会貢献の一環として役職員が定期的に献血に協力しています。



○「認知症サポーター認定所」

職員が「認知症サポーター養成講座」を受講し認知症についての知識や理解を深めています。

また、当組合では、「認知症サポーター認定所」に登録され、地域で生活する高齢者が、認知症という病気になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう貢献してまいります。



○電話リレーサービス

当組合では、障害のある方もない方も、互いにその人らしさを認め合い、共に生きる社会を目指し、「電話リレーサービス」を開始いたしました。

「電話リレーサービス」は、聴覚障がい者等と聴覚障がい者等以外の方を電話リレーサービス提供機関にいる通訳オペレータが「手話」と「音声」とを通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービスです。



○「しんくみの日」の活動

9月3日を「しんくみの日」、9月1日～7日を「しんくみの日週間」と定め、全国の信用組合が日ごろの感謝を込めたさまざまなイベントや奉仕活動を実施しています。

当組合では、本活動に合わせて9月6日に「近江町市場」と「金沢中央市場通り商店街」周辺において役職員が参加して清掃を行いました。



○特殊詐欺被害の未然防止活動

特殊詐欺被害を防止するため、ATMからの取引に一部制限を設けています。ご不便をお掛けいたしますが、被害防止活動の一環でありご理解とご協力をお願いいたします。

取引の制限を受ける方	年齢70歳以上で、過去36か月以上カード振込が未利用の方
制限の内容	ATMを利用したカード振込の振込限度額を1千円とします

Ⅶ 能登半島地震への対応

令和6年元日に発生した能登半島地震は、建物やインフラへの直接的な被害のみならず、地域の経済活動の停滞、観光需要の減退、地域コミュニティの喪失など当地域に甚大な被害を与えることとなりました。当組合組合員においても、ポストコロナ・ウィズコロナ対応での回復機運が一気に失われ、事業者の組合員だけではなく、住宅被災にあわれた個人組合員の方々へも大きな打撃となり、今後の生活設計が見通せない方もいらっしゃると思います。当組合では、事業再建・生活再建に向け、外部専門機関等の協力も得て、組合員の皆様に寄り添い必要な支援策の提供に努めて参ります。

○資金繰り支援の取組み

今回の震災からの復興には相応の時間を要することから、仕入れ及び販路の確保には未だ課題が残されており、当組合では組合員の皆様の資金繰り等に重大な支障が生じないように業況把握等に努めています。

物価高・震災復興対応による伴走支援等、制度融資のみならず、【ちゅうしん活性化ローン】、【ちゅうしん改善支援ローン】の2つの事業者ローンを用意し、資金繰り支援に努めております。

なお、迅速な資金繰り支援を行うため、積極的なつなぎ融資や日本政策金融公庫と連携し小規模事業者の資金繰り支援を行っています。また、個人の組合員の方々についても、その方々にあったオーダーメイド型の提案、支援を心掛けております。

○生活支援の取組み

生活再建への支援については、組合員の方々にあったオーダーメイド型の提案、支援を心掛けております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

【「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針】

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客様の状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1. お客様と保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。

- ① 法人与経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人与経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客様の資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客様から保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1. ①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

	令和4年度	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	37件	82件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	10.45%	28.08%
保証契約を解除した件数	5件	10件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

I 概 要

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お取引先店舗または総務部までお気軽にお申し出ください。

* 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

【金沢中央信用組合 総務部】

住 所： 〒920-0905 石川県金沢市上近江町15番地
 電話番号： 076-261-7111
 受付時間： 9:00～16:30
 月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除く）



苦情等のお申し出は当組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合総務部へご相談ください）。

【しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会）】

住 所： 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
 電話番号： 03-3567-2456
 受付時間： 9:00～17:00
 月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日を除く）

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。



東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
 例えば、金沢弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。
 例えば、お客様は、金沢弁護士会の仲裁センターにお越しいたき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

* 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

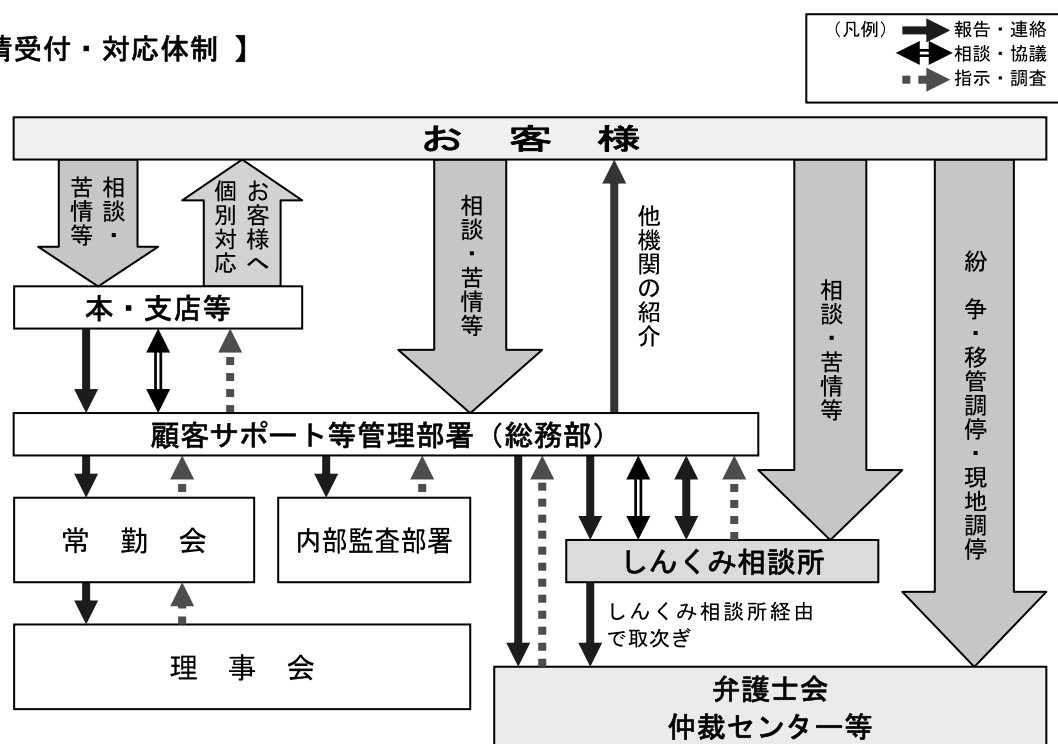
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（除 祝日、年末年始） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～17:00
名 称	生命保険相談所 （一般社団法人生命保険協会）	そんぽ ADR センター （一般社団法人日本損害保険協会）	
住 所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1	〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9	
電 話	03-3286-2648	0570-022-808	
受付日 時 間	月～金（祝・休日、年末年始除く） 9:15～17:00	月～金（祝・休日、年末年始除く） 9:15～17:00	

Ⅱ 内部管理体制

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理体制等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、本支店または総務部で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組めます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組を不断に行います。

【 苦情受付・対応体制 】



総 代 会

■ 総代会の役割

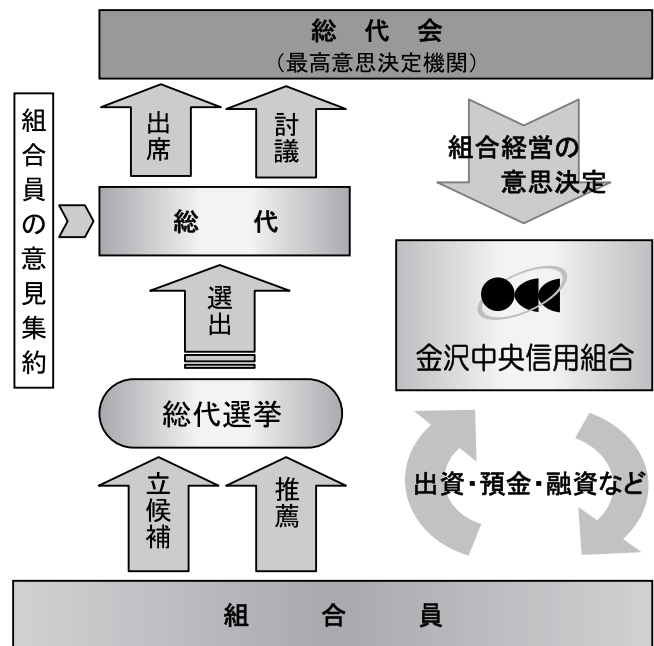
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合では組合員数が多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営されています。

また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



■ 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者（立候補者（推薦を含む））の数が総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として投票は行っておりません。

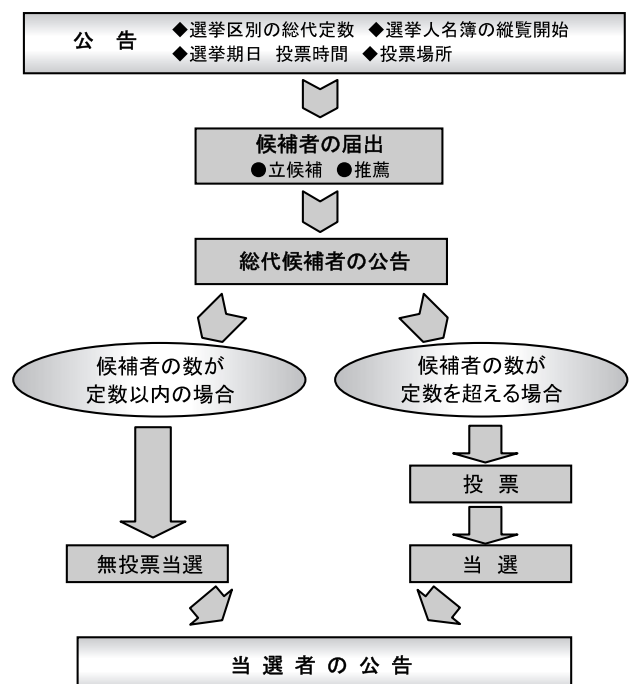
(2) 総代の任期

総代の任期は3年となっております。

(3) 総代の定数

総代の定数は、100名以上190名以内です。

《 総代選挙までの手続き 》



■ 総代のご紹介

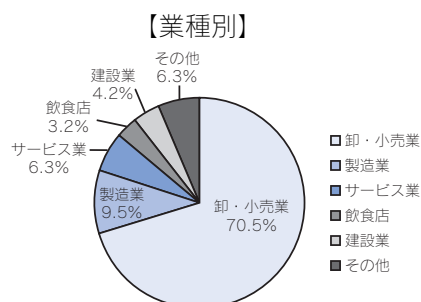
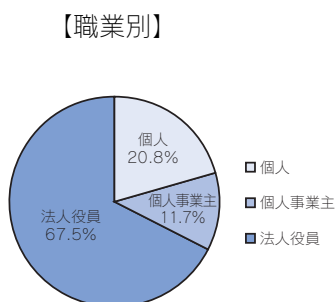
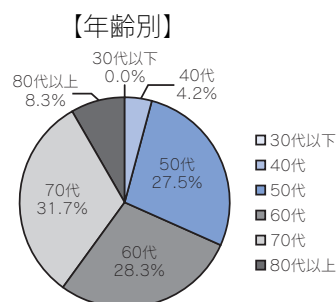
(総代定員190名中 120名) 令和 6 年 6 月20日現在

(敬称略)

【金沢市】 106名	安宅 雅夫⑫ 荒井 亮介① 荒木 優① 池内 孝輔⑨ 石黒由紀子① 石田 順一⑦ 石山 博之① 岩内 一郎① 上農 俊洋④ 上村 正④ 鵜飼 修司① 後 外志広⑧ 江口 弘泰③ 大浦 政昭⑫ 大澤 一嘉⑧ 大谷 康史② 大友 伸司③ 大西 信哉① 岡谷 清史① 桶川 治秀② 桶谷 良子① 乙村 隆司① 柿木五輪夫① 柿木 茂③ 片山 明浩③ 片山 茂② 紙谷 一成④ 川名 美穂① 神田 晃治④ 北 久三男④ 北 恵子④ 北形 誠① 北川 紀吉③ 木戸 義治⑨ 玄田 学⑦ 小泉香代子① 越村 勝行⑫ 越村 収一④ 越村 巧② 小寺 賢一④ 小林 哲昭① 齊田 隆⑨ 坂本 実⑫ 佐々木信明⑧ 塩川 英広⑫ 子甫 和夫⑧ 島田 弘⑫ 下出 雅之③ 新保 健司② 新保 茂樹③ 杉本 雅宏⑫ 辻 圭子① 高田真弓子① 高野 麗① 忠村 健司⑨ 辰村 剛③ 近岡 修① 辻 幸三③ 津田 宏④ 徳田 賢一⑧ 得永 哲生① 中田 昭雄④ 中村 裕一① 西 正男⑧ 西村 克秀④ 則竹 良雄⑤ 平野 昭英① 広村 毅一⑧ 藤井 勇⑫ 二永 純宏⑧ 宝島 和樹① 本田 法生⑧ 牧 友喜雄③ 松川 治彦⑨ 松任 紀夫⑨ 松本 利勝② 松本 久典① 松本 雅之⑨ 水野 市郎⑤ 宮村 宏志⑧ 村上慎太郎① 村端 一男③ 村本 広之① 安田 恒夫④ 山口 孝⑤ 山崎 良則③ 山本 哲夫④ 山本 哲夫④ 横井 良治④ 吉川 進⑥ 吉田 一幸③ 吉村 一③ 荒井 一夫⑦ 栗森 長八⑦ 石田 孝直② 越本 稔⑦ 紺田 健司⑦ 笹田 裕明⑦ 荒井 謙一② 忠村 光宏⑦ 渡辺 田中 義信⑦ 直江 茂行⑦ 西口 秀夫⑦ 番井 吉一② 宮下 清⑦ 三好 研一⑦ 山本 隆志①
【白山市】 2 名	松田 雅典② 松村 邦寛⑩
【かほく市・河北郡】 10名	飯田 修⑨ 伊藤 幸男⑨ 大窪 勉② 加茂川秀樹① 川邊 俊彦② 下村 秀幸⑥ 野村 幸司④ 平村 敏一⑫ 別宗 博道① 三宅雄之介④
【野々市市】 2 名	田村 吉男② 松岡 暢也③

(注) 氏名の後に就任回数を記載しております。

《総代の属性別構成比》



※「業種別」は法人役員、個人事業主に限る。

■ 第100期定時総代会のご報告

「第100期定時総代会」は令和 6 年 6 月20日午後 5 時 30分より近江町市場商店街振興組合消費者会館 3 階ホールにて開催され下記の事項が付議され、議案の説明・審議を経て満場異議なく全議案が可決・承認されました。



＜報告事項＞ 第100期事業報告、貸借対照表および損益計算書報告の件

＜決議事項＞ 第 1 号議案 剰余金処分（案）承認の件

第 2 号議案 第101期事業計画および収支予算（案）承認の件

第 3 号議案 任期満了に伴う理事改選の件

役員等の報酬体系

■ 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

2. 役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	25,244	30,000
監 事	1,875	6,000
合 計	27,120	36,000

- (注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式 4 号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事15名、監事 3 名です（退任役員を含む。）。
3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事810千円です。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年 3 月29日付金融庁告示第23号）第 3 条第 1 項第 3 号及び第 5 号に該当する事項はありません。

■ 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員及び職員であつて、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

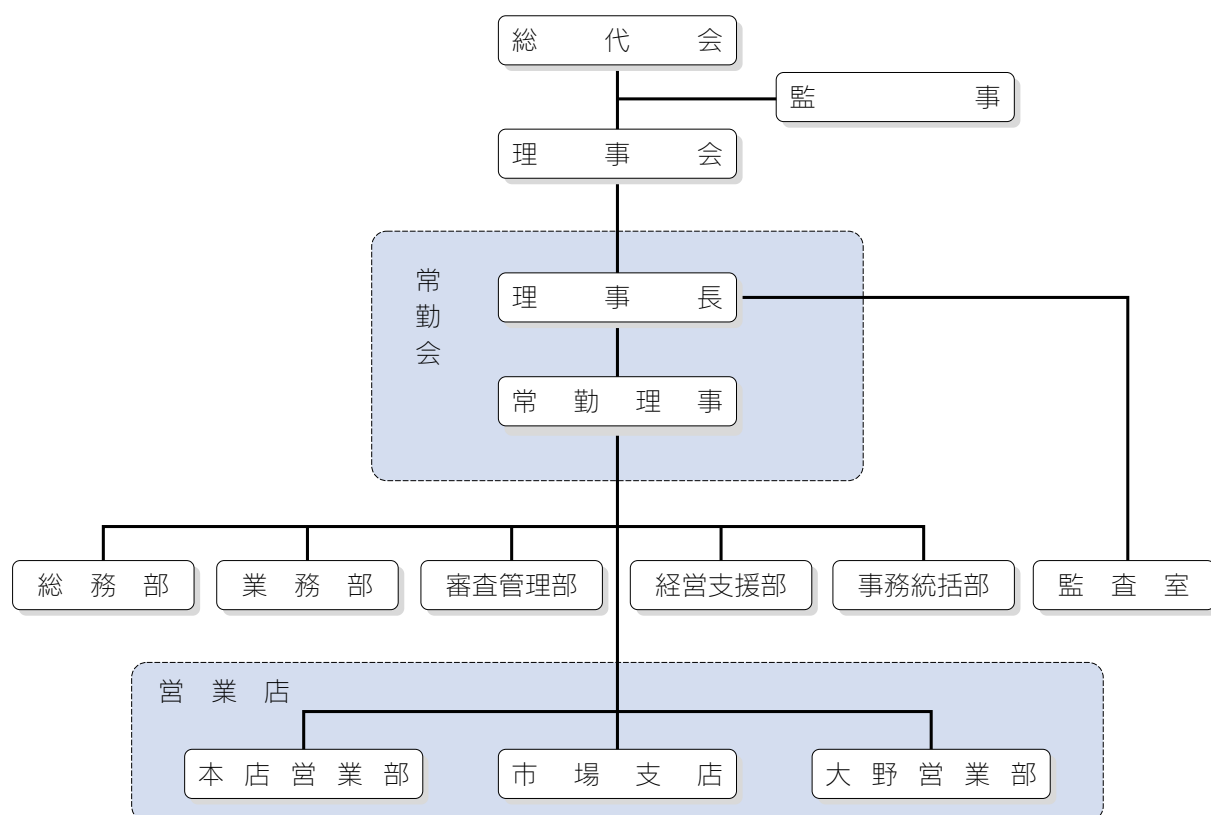
なお、令和 5 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めております。
2. 「同等額」は、令和 5 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「職員退職給与規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自組合の利益を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

事業の組織

組織図



役員一覧

理事長／山口 孝	理事／鵜飼 修司 (※)
常勤理事／佐々木 信明	理事／大西 信哉 (※)
常勤理事／徳田 賢一	理事／池内 孝輔 (※)
常勤理事／田村 吉男	理事／辰村 剛 (※)
理事／坂本 実 (※)	理事／直江 茂行 (※)
理事／平村 敏一 (※)	常勤監事／別 宗博 道
理事／川邊 俊彦 (※)	員外監事／池 水龍 一
理事／荒井 亮介 (※)	

(令和6年6月20日現在)

※ 当組合は、職員出身者以外の理事9名(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人の氏名又は名称

太陽有限責任監査法人(令和6年6月末現在)

店舗一覧（自動機器設置状況）（令和6年6月現在）



店 舗 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	ATM 数
本 店	920-0905	金沢市上近江町15番地	076-261-7111	1 台
市 場 支 店	920-0024	金沢市西念4丁目7番1号	076-263-2201	1 台
大 野 営 業 部	920-0331	金沢市大野町4丁目163番地	076-267-1175	1 台

○すべての店舗に「コミュニケーションボード」及び「筆談ボード」を設置しています。

当組合では、バリアフリーを推進する観点から、「コミュニケーションボード」及び「筆談ボード」を全店に設置いたしました。「コミュニケーションボード」は、聴覚障がい者など話し言葉や文字によるコミュニケーションに不安を感じていらっしゃるお客さまと手続き内容等について円滑に意思疎通を図るためのツールとしてお客さま及び当組合双方で利用していくものです。

また、伝わりにくい言葉を正確に伝える手段として「筆談ボード」も併せて全営業店の店内に設置しています。



○すべてのATMが「視覚障がい者」や「ご高齢者」に配慮したATMです。

当組合では、地域社会への貢献の一環として、目の不自由な方でもATMをご利用いただけるよう、「視覚障がい者対応ATM」の設置を全店で設置しております。

また、このATMでは、ご高齢者にとっても使い易いように「かんたん操作モード」を搭載しています。

【視覚障がい者対応ATM】
音声ガイダンスに従いながら、ATM画面の周りに取り付けした凸状の「触覚記号」から、指を操作画面上の操作キーに滑らせ、操作します。

地区一覧

当組合は下記の地区を営業エリアとしています。

地 区	対 象 者
石 川 県 全 域	食料品取扱業者及びこれに関連する事業者、勤労者、その他の協同組織
金沢市・かほく市・ 野々市市・白山市・ 河北郡	地区内に住所または居所を有する方及び中小規模の事業者、勤労者、その他の協同組織

当組合のあゆみ

大正13年 2 月	産業組合法による金沢水産信用購買利用組合として設立
昭和25年 2 月	中小企業等協同組合法により金沢水産信用組合に改組
昭和41年 7 月	金沢中央市場信用組合に改称 金沢中央卸売市場に市場支店を開設し、2 店舗となる
昭和43年11月	本店を金沢市上近江町15番地に新築
昭和50年 7 月	金沢中央信用組合に改称
昭和54年 9 月	市場支店増改築
昭和56年 9 月	勘定系バッチシステム稼働
昭和59年 6 月	普通預金等一部勘定系のオンラインシステム稼働
平成 2 年 5 月	総合オンラインシステム稼働
平成 7 年 2 月	しんくみ全国共同センター（SKC）に加盟
平成12年 3 月	全店に ATM（現金自動受払機）設置
平成12年 4 月	郵貯 CD オンライン提携開始
平成13年 4 月	業務対象を業域から一部地域へ変更 デビットカードサービスの開始
平成14年 1 月	不動信用組合の事業譲り受け
平成14年10月	しんくみお得ネットサービス（信用組合 ATM 利用料相互無料サービス）提携開始
平成16年 5 月	アイワイバンク銀行（現セブン銀行）ATM 利用提携開始
平成17年 3 月	大野信用組合と合併し、大野営業部開設 3 店舗となる
平成17年 4 月	火災保険の窓販取扱開始
平成18年 1 月	ATM 相互入金提携開始
平成20年 9 月	イオン銀行 ATM 利用提携開始
平成22年 3 月	MRO ラジオで組合 CM 放送
平成24年10月	標準傷害保険「しんくみホッとプラン」の窓販取扱開始
平成25年 2 月	でんさいネットサービスの取扱開始
平成26年 6 月	個人年金保険の窓販取扱開始 ビューカード ATM 利用提携開始
平成27年 2 月	個人医療保険の窓販取扱開始
平成29年 4 月	データ振込サービス開始
平成29年 7 月	個人型確定拠出年金（iDeCo）の取扱開始
平成29年 8 月	大野営業部リニューアルし業務開始
平成29年11月	信用組合 ATM 通帳相互記帳提携開始
平成30年 6 月	遺言代用信託「しんくみ相続信託」の取扱開始
令和 3 年12月	「《ちゅうしん》 ビジネスネットバンキング」の取扱開始
令和 5 年 5 月	第 7 次新しんくみ全国共同センター稼働開始
令和 5 年10月	第59回全国信用組合大会において、優良信用組合として特別表彰を受ける
令和 5 年12月	みずほ証券(株)との間で、新 NISA を主とした顧客紹介業務の取扱開始
令和 6 年 2 月	組合創立100周年を迎える

主要な事業の内容

預金業務

種 類	内 容	預入期間	お預け入れ額
総合口座	普通預金と定期預金を1冊の通帳にまとめ、その定期預金を担保にして自動借入れ（当座貸越）ができる便利な口座です。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	給与・年金・配当金の自動受取や公共料金の自動支払等お財布がわりにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	利息の付かない普通預金で、平成17年4月以降のペイオフ解禁後も預金保険制度により全額保護の対象になります。	出し入れ自由	1円以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。	入金、自由 引き出しは納税時	1円以上
当座預金	会社や商店の決済用口座です。商取引のお支払に小切手をご利用いただけますので安全で効率的です。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまった資金の短期間の運用に最適です。	7日以上	1,000円以上
大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適です。	1か月以上 5年以内	1,000万円以上
スーパー定期預金	余裕資金の運用に最適です。お預入れ時の金利は満期まで変わりません。	1か月以上 5年以内	100円以上
変動金利定期預金	6か月ごとに適用金利が変動する定期預金です。	1年以上 3年以内	100円以上
期日指定定期預金	1年の据置期間経過後は、1か月前のご連絡でいつでもお引き出しいただけます。	3年以内 (1年据置)	100円以上 300万円以内
積立定期預金	目的に合わせて積立てる預金です。	・15年以内の満 期日指定型 ・エンドレス型	100円以上
定期積金	教育・住宅の増改築など、目標に合わせて計画的な資金づくりにご利用いただけます。	6か月以上 5年以内	1,000円以上

融資業務

●個人ローン

種 類	内 容	ご融資金額	ご返済期間
フリーローン・ チョイス	お使い道が自由なのであらゆる資金としてご利用いただけます。 なお、保証会社の審査により、4段階の金利が適用されます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下 (事業性：500万円以下)	15年以内 (事業性：10年以内)
スピードローン	最短60分で審査回答いたします。 お使い道が自由で簡単な手続きでお申込みいただけます。 ＜保証会社＞ ㈱クレディセゾン	500万円以下	10年以内
フリーローン・ ビッグ	お使い道が自由なので借り換えも含めあらゆる資金としてご利用いただけます(ただし、事業性資金は除きます)。 なお、保証会社の審査により、5段階の金利が適用されます。 ＜保証会社＞ オリックス・クレジット㈱	500万円以下	10年以内
カードローン・ス テップ/ジャンプ	あらゆる資金にご利用可能で、カードを使用しATMよりご利用限度額内なら繰り返しご利用いただけます(ただし、事業性資金は除きます)。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	20万円 ～100万円 (ステップ) 50万円 ～300万円 (ジャンプ)	3年自動更新
目的ローン	ご旅行、家電製品購入資金、結婚資金等目的に応じてご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下	10年以内
カーライフローン	自動車の購入のほか、車検・修理・免許取得の費用にもご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下	10年以内
奨学ローン	専修専門学校・短大・大学の入学金・授業料等にご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下	15年以内
極度型教育ローン・ チャンス	専門学校・短大・大学・大学院等の受験時から在学中の教育資金について、極度額の範囲内であれば繰返しご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	500万円以下	卒業予定月後 最長8年4か月

種 類	内 容	ご融資金額	ご返済期間
住宅ローン	住宅の購入および土地取得、新築、増改築、住宅ローン借換資金等にご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国保証㈱	1 億円以下	35年以内
リフォームローン	住宅の増改築・修繕、電化対応、バリアフリー対応等にご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下	15年以内
職域提携ローン	当組合と職域優遇等に関する協定を締結した企業にお勤めで、勤続1年以上の方がご利用いただけます。 【フリーローン】 お使い道が自由な資金としてご利用いただけます（ただし、事業性資金は除きます）。 【目的ローン】 目的に応じてご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下	10年以内

●事業者ローン

種 類	内 容	ご融資金額	ご返済期間
ちゅうしん活性化ローン	コロナ禍において疲弊している事業者の事業継続のための運転資金としてご利用いただけます。	1,000万円以下	10年以内
ちゅうしん改善支援ローン	第三者の専門家派遣制度を活用し事業改善を行う事業者の事業継続のための運転資金としてご利用いただけます。	1,000万円以下	10年以内
北陸税理士会提携ローン	北陸税理士会会員税理士と顧問契約を1年以上結んでいる中小企業者の方が対象で運転資金としてご利用いただけます。	500万円以下	3 年以内
一般のご融資 ・割引手形 ・手形貸付 ・証書貸付 ・当座貸越	商業手形の割引にご利用ください。 運転資金等の短期事業資金にご利用ください。 設備資金等の長期事業資金にご利用ください。 当座預金の不足の際に自動融資をご利用いただくご契約です。		
地方公共団体制度融資	地方公共団体による各種制度融資を取り扱っています。		
代理貸付	各機関の取扱窓口として、各種代理貸付を取扱っています。 全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構		

各種サービス業務

サービス名	内 容
自動受取サービス	給料・ボーナス、各種年金、配当金等をご指定の預金口座でお受け取りいただけます。
自動支払サービス	公共料金、クレジット代金、保険料等をご指定の預金口座から自動的にお支払いいただけます。
キャッシュカードサービス	当組合および全国の金融機関、郵便局のATMでキャッシュカードがご利用できます。
デビットカードサービス	キャッシュカードでお買物のお支払いができます。
QR・バーコード決済サービス	スマートフォンアプリ等を利用して、サービス加盟店での決済を預金口座からキャッシュレスで行うサービスです。現在、BankPay サービスを取り扱っています。
内国為替	全国各地の金融機関と結ばれています。
法人向けインターネットバンキングサービス	事業所のパソコンを利用して、ご契約口座の照会、振込（振替）、データ伝送（総合、給与・賞与振込、口座振替）とその予約がご利用いただけます。
でんさいネットサービス	でんさいネットを通じて手形や売掛債権に代わる新たな金銭債権、電子記録債権「でんさい」を活用した資金決済サービスがご利用できます。
公金・公共料金収納	国・石川県・金沢市の公金、電話・ガス・水道等の公共料金のお支払が可能です。
夜間金庫	お店の売上金などを時間外にお預けいただけます。
貸金庫	大切な財産の保管にご利用ください。
年金・税務の各種相談等	お気軽にご相談ください。
火災保険の窓販	当組合の住宅ローンご利用のお客様は、長期火災保険をご利用いただけます。
生命保険の窓販	お客様に個人年金保険、医療保険をご案内いたします。
傷害保険の窓販	組合員ならびに組合員のご家族に標準傷害保険（しんくみホッとプラン）をご案内いたします。

主な手数料のご案内（令和6年6月末現在）

●振込手数料

			他金融機関	当組合宛	
				同一店内	本支店
窓 口	組合員	3万円以上	770円	無 料	110円
		3万円未満	605円	無 料	110円
	一 般	3万円以上	770円	440円	440円
		3万円未満	605円	220円	220円
ATM キャッシュカード扱い	組合員	3万円以上	660円	無 料	110円
		3万円未満	440円	無 料	110円
	一 般	3万円以上	660円	330円	330円
		3万円未満	440円	110円	110円
ATM 現金・他金融機関 キャッシュカード扱い		3万円以上	660円	330円	330円
		3万円未満	440円	110円	110円
定 額 自 動 送 金	組合員	3万円以上	660円	無 料	110円
		3万円未満	440円	無 料	110円
	一 般	3万円以上	660円	330円	330円
		3万円未満	440円	110円	110円
デ ー タ 振 込 サ ー ビ ス	組合員	3万円以上	660円	無 料	110円
		3万円未満	440円	無 料	110円
	一 般	3万円以上	660円	330円	330円
		3万円未満	440円	110円	110円
インターネットバンキング		3万円以上	550円	無 料	110円
		3万円未満	385円	無 料	110円

●その他為替手数料

給与振込手数料	当組合宛	無 料
	他金融機関宛	220円
代金取立手数料	当組合宛	無 料
	他金融機関宛 電子交換 ※1	770円
	個別取立 ※2	1,100円
そ の 他	振込・送金組戻し料、取立手形組戻し料 不渡手形返却料、取立手形店頭呈示料	1,100円

※1 各地の手形交換所による「手形交換」は、令和4年11月4日より全国統一の「電子交換」に替わりました。また、当日入金可能な小切手は除きます。
 ※2 通帳・証書等や電子交換所に参加しない金融機関の手形等、郵送対応が必要となる取立。

●ATMに関する利用手数料

		当組合カード	提携信組カード	他金融機関カード
平日	8:00～8:45	無 料	110円	110円
	8:45～18:00	無 料	出金：無 料 入金：110円	110円
	18:00～19:00	無 料	220円	220円
土曜日	9:00～14:00	無 料	出金：無 料 入金：110円	110円
	14:00～17:00	無 料	220円	220円
日曜日・祝日	終 日	無 料	220円	220円

提携信組カードは、「しんくみお得ねっと」提携信用組合が発行したキャッシュカードです。

●インターネットバンキング契約関係手数料

法人向けインターネットバンキング（ハードウェアトークン1本付き）	標準サービス（月額）	3,300円
	シンプルサービス（月額）	2,200円
ハードウェアトークン追加利用料	2個目以降1個あたり（月額）	1,100円
データ伝送サービス	全銀 VALUX（月額）	3,300円
	Anser DATA PORT（月額）	11,000円

●小切手・手形関連手数料

小切手帳	1冊（50枚）	1,100円
約束手形用紙・為替手形用紙	1枚	110円
自己宛小切手発行手数料	1枚	550円
マル専口座取扱手数料	（割賦販売通知書1枚）	3,300円
マル専手形用紙	1枚	660円

●両替手数料（「金種指定払戻し」を含む）

	組合員	一 般
1枚～ 10枚	無 料	無 料
11枚～ 100枚	無 料	880円
101枚～ 300枚	220円	
301枚～1,000枚	330円	
1,001枚～	1,000枚毎に 330円加算	1,000枚毎に 880円加算

集金の際に両替を行う場合も対象となります。

お客様が「持参された紙幣・硬貨の合計枚数」と「受け取る紙幣・硬貨の合計枚数」のうちいずれか合計枚数の多い枚数を手数料の対象とさせていただきます。

「金種指定払戻し」とは現金の払戻しの際に金種をご指定される場合のことです。その際のお取扱い枚数は「払戻し枚数から1万円札を除いた枚数」といたします。

お取引1回あたりの両替枚数が50枚以下でも、定期的に両替や金種指定払出しをされる場合、月間両替枚数の累計に応じて手数料の対象とさせていただきます。

次の取引にかかる場合は無料とさせていただきます。
 ・記念硬貨の交換および汚損した現金の交換

●融資関連手数料

繰上返済手数料	住宅ローン	一部繰上返済手数料	33,000円
		全額繰上返済手数料（当組合で借り換える場合）	100万円未満 5,500円 100万円以上1,000万円未満 11,000円 1,000万円以上 22,000円
		全額繰上返済手数料（当組合での借り換え以外の場合）	33,000円
		うち固定金利選択型ローンで固定金利特約期間中のもの	一部・全額繰上返済手数料 33,000円
	消費者ローン	一部・全額繰上返済手数料	5,500円
		一部繰上返済手数料	33,000円
		全額繰上返済手数料（当組合で借り換える場合）	100万円未満 5,500円 100万円以上1,000万円未満 11,000円 1,000万円以上 22,000円
		全額繰上返済手数料（当組合での借り換え以外の場合）	33,000円
	固定金利選択型住宅ローン	固定金利再選択手数料	11,000円
		返済条件変更手数料	住宅・消費者ローン 11,000円 住宅・消費者ローン以外 33,000円
事務取扱	新規貸付事務取扱手数料	全国保証（保証付き）	33,000円
		新規設定	アパート・マンション関連ローン 77,000円 上記以外 55,000円
		極度変更	33,000円
		追加設定 ※4	33,000円
	不動産担保取扱事務・調査手数料	一部抹消 ※3	33,000円
		全部抹消 ※5	無 料
		融資可能証明書発行手数料 ※6	1通 11,000円
	その他	借入専用手形用紙	1枚 220円
		債務保証	保証書発行手数料 440円
		質権設定承諾	質権設定承諾書発行手数料 5,500円

※3 債務者、担保提供者より申出のものが対象です。
 ※4 当初契約時より追加設定を条件としたものは除きます。
 ※5 但し、解除証書の再発行については33,000円を頂戴します。
 ※6 「融資可能証明書」は、組合員の方のみ発行いたします。

●その他の手数料

再発行手数料	通帳・証書、カード、トークン等 1件	2,200円
取引履歴明細表発行手数料	1依頼書（12か月単位）	550円
残高証明書発行手数料 ※7	1通	550円
監査法人向け残高証明書発行手数料	1通	3,300円
貸 金 庫 ※8	（月 額）	660円
	（年 額）	7,260円
夜 間 金 庫 ※9	（月 額）	4,400円

※7 残高証明書には「住宅借入金等特別控除用残高証明書」も含まれます。郵送の場合、別途550円申し受けます。
 ※8 大野営業部でのみ取扱い
 ※9 本店営業部でのみ取扱い

（注）各種手数料には消費税が含まれております。



資料編

・ 計数は、単位未満を切り捨てて表示いたしております。

財務諸表

●貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和4年度末	令和5年度末
(資 産 の 部)		
現 金	290,750	233,920
預 け 金	7,743,493	6,602,450
有 価 証 券	5,641,680	5,407,473
国 債	673,360	643,820
地 方 債	208,090	205,030
社 債	2,558,860	2,446,890
株 式	22,300	22,300
そ の 他 の 証 券	2,179,070	2,089,433
貸 出 金	10,552,637	10,303,933
割 引 手 形	658	401
手 形 貸 付	704,443	577,014
証 書 貸 付	8,058,820	7,782,275
当 座 貸 越	1,788,714	1,944,242
そ の 他 資 産	231,736	296,272
未 決 済 為 替 貸	400	1,481
全 信 組 連 出 資 金	196,300	196,300
前 払 費 用	1,117	1,181
未 収 収 益	25,052	22,440
そ の 他 の 資 産	8,865	74,869
有 形 固 定 資 産	200,142	211,898
建 物	33,336	30,341
土 地	136,950	136,950
リ ー ス 資 産	2,673	1,753
その他の有形固定資産	27,182	42,852
無 形 固 定 資 産	4,609	3,245
ソ フ ト ウ ェ ア	683	272
リ ー ス 資 産	—	—
その他の無形固定資産	3,926	2,972
債 務 保 証 見 返	177,479	171,524
貸 倒 引 当 金	△ 141,779	△ 294,266
(うち個別貸倒引当金)	(△ 123,213)	(△ 253,920)
資 産 の 部 合 計	24,700,751	22,936,452

科 目	令和4年度末	令和5年度末
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	21,960,289	21,537,251
当 座 預 金	1,923,670	1,866,662
普 通 預 金	7,709,242	8,000,249
通 知 預 金	104,762	97,649
定 期 預 金	11,579,036	10,956,555
定 期 積 金	540,972	569,700
そ の 他 預 金	102,604	46,434
借 用 金	1,150,000	—
借 入 金	—	—
当 座 借 越	1,150,000	—
そ の 他 負 債	30,284	29,616
未 決 済 為 替 借	2,771	7,316
未 払 費 用	11,916	10,761
給 付 補 て ん 備 金	163	118
未 払 法 人 税 等	296	296
前 受 収 益	6,986	5,202
払 戻 未 済 金	3,230	2,362
リ ー ス 債 務	2,803	1,786
そ の 他 の 負 債	2,116	1,773
代 理 業 務 勘 定	831	—
賞 与 引 当 金	4,098	4,211
退 職 給 付 引 当 金	12,806	9,863
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	18,480	20,160
偶 発 損 失 引 当 金	287	1,726
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	125	78
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	12,121	12,121
債 務 保 証	177,479	171,524
負 債 の 部 合 計	23,366,803	21,786,553
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	557,891	556,679
普 通 出 資 金	357,891	356,679
優 先 出 資 金	200,000	200,000
資 本 剰 余 金	200,000	200,000
資 本 準 備 金	200,000	200,000
利 益 剰 余 金	622,727	474,906
利 益 準 備 金	195,352	204,352
そ の 他 利 益 剰 余 金	427,375	270,554
特 別 積 立 金	—	—
当期末処分剰余金	427,375	270,554
組 合 員 勘 定 合 計	1,380,618	1,231,586
その他有価証券評価差額金	△ 78,454	△ 113,469
土 地 再 評 価 差 額 金	31,782	31,782
評価・換算差額等合計	△ 46,671	△ 81,687
純 資 産 の 部 合 計	1,333,947	1,149,898
負債及び純資産の部合計	24,700,751	22,936,452

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については、事業年度末の市場価格に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価格	54百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価格	97百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条4号に定める財産評価基本通達に基づいて、（実行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年	その他	3年～8年
----	---------	-----	-------
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先償権及び要注意先償権に相当する償権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先償権に相当する償権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先償権及び実質破綻先償権に相当する償権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

全ての償権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業部（営業関連部署）の協力の下に審査管理部が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。なお、前年度まで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の悪化を想定し、コロナ禍における影響が比較的大きい業種の債務者に対する償権について、過去の景気循環を考慮した一定の仮定に基づいた貸倒実績率を見積り、追加的な貸倒引当金17百万円を計上しておりましたが、新型コロナウイルスの5類移行により貸倒引当金の計上額を見直しております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。

当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- 制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日）

年金資産の額	219,079百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	216,116百万円
差引額	2,962百万円
- 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（令和4年4月分～令和5年3月分）

0.139%

- 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,094百万円及び別途積立金14,056百万円でありです。本制度における過去勤務債務の償却方法及び、期間20年（残年数9年）の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金1百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることによって算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠損金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行業務は、通常、対価の受領と同時に

- 期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税は「その他の資産」に計上し5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 294百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
貸倒引当金の算定における主要な仮定は、債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しです。債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。なお、貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び債券を主体とした有価証券による運用などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理を行っておりますが、そのためのデリバティブ取引は行っておりません。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券及び投資信託等であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当組合は、貸出事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業部店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣及び幹部職員による常勤会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、審査管理部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスク及び仕組債のカウンターパーティーリスクに関しては、業務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
当組合は、再評価方式によりパーセンタイル値を用いて金利リスク量の計測を行い、金利の変動リスクを管理しております。
市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、同管理規程に基づいたリスク管理を行うとともに、状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
日常的には業務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、パンキング勘定においては四半期ベース、債券のみでは月次ベースで常勤会に報告しております。
 - 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、年度の運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程及び有価証券運用規程に従い行われております。
有価証券の購入に際しては、有価証券の種類、格付等に基づく投資限度額をはじめ事前審査を行うとともに継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
なお、価格変動の状況及び価格変動の及ぼす影響については、業務部を通じ、常勤会及び理事会において定期的に報告されております。
 - 市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間240日、観測期間1年間で計測される99パーセンタイル円金利変動幅を用いた経済価値の変動額を市場リスク量として、金利の変動リスクの管理にあたって定量的分析を行なっております。
当該変動額の算出にあたっては、再評価法を用い、円金利が99パーセンタイル変動幅変化した時の時価総額を再計算し、変化前後の差額を当該リスク量としております。
令和6年3月31日現在の当該リスク量は315百万円となります。
ただし、当該リスク量は金利以外のリスク変数が一定の場合を前提としており、金利以外のリスク変数との相関を考慮していません。また、円金利が99パーセンタイル変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、余裕資金の運用に際し、系統機関（全国信用協同組合連合会）への預け金を中心に置いており、これにより資金調達を容易にすることで、流動性リスクを管理しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品（預け金、貸出金及び預金積金等）については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

財務諸表

17. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(※1)	6,602	6,547	△55
(2) 有価証券(※3)			
満期保有目的の債券	1,495	1,410	△84
その他有価証券	3,890	3,890	—
(3) 貸出金(※1)	10,303		
貸倒引当金(※2)	△294		
	10,009	10,144	134
金融資産計	21,977	21,992	△5
(1) 預金積金(※1)	21,537	21,532	△4
金融負債計	21,537	21,532	△4

- (※1) 預け金、貸出金及び預金積金等の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (※3) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

- 金融資産
- (1) 預け金
- 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
- (2) 有価証券
- 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。自組合私募リートは、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、基準価額を時価としております。
- なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については17～21に記載しております。
- (3) 貸出金
- 貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
- ① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を無リスク利子率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

- 金融負債
- (1) 預金積金
- 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の無リスク利子率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。
- (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区	分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)		22
全信組連出資金(※2)		196
その他出資金(※2)		0
合	計	218

- (※1) 非上場株式及び全信組連出資金については市場価格がなく、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき時価開示の対象とはしていません。
- (※2) その他出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき時価開示の対象とはしていません。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下21まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】			
	貸借対照表計上額	時価	差額
社債	100百万円	101百万円	1百万円
その他	200	201	1
小計	300	302	2

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】			
	貸借対照表計上額	時価	差額
その他	1,195百万円	1,107百万円	△87百万円
合計	1,495	1,410	△84

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
債券	713百万円	701百万円	11百万円
国債	107	101	6
地方債	205	200	5
社債	400	400	0
その他	330	326	3
小計	1,043	1,027	15

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額
債券	2,482百万円	2,599百万円	△116百万円
国債	536	600	△63
社債	1,945	1,999	△53
その他	364	376	△12
小計	2,846	2,975	△129
合計	3,890	4,003	△113

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

- (4) 時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、当該差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度においては、減損処理の対象となった有価証券はありませんでした。また、時価が「著しく下落」と判断するための基準は、下落率が50%以上である場合のほか、下落率30%以上50%未満の場合において、当該格付が「BBB」相当未満、債務超過状態、2期連続赤字のいずれかに該当する場合等であります。
19. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
20. 当期中に売却したその他有価証券はありません。
21. 当期中に保有目的を変更した債券はありません。
22. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	5年超 5年以内	10年超 10年以内	10年超
債券	400百万円	598百万円	1,273百万円	1,023百万円
国債	—	—	—	643
地方債	—	—	102	102
社債	400	598	1,171	276
その他	—	498	965	496
合計	400	1,097	2,239	1,519

23. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,727百万円であります。また、すべての契約が、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
24. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限り）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	281百万円
危険債権額	690百万円
三月以上延滞債権額	16百万円
貸出条件緩和債権額	93百万円
合計額	1,081百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 有形固定資産の減価償却累計額 372百万円
26. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 10百万円
27. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 194百万円

28. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、複合機等についてリース契約により使用しています。
29. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、0百万円であります。
30. 担保に提供している資産は次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 300百万円
上記のほか、公金取扱い及び為替取引のために預け金503百万円を担保として提供しております。
31. 出資1口当たりの純資産額は1,407円91銭です。
32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	72
土地建物減損損失	28
減価償却費超過額	9
役員退職慰労引当金繰入額	5
退職給付引当金繰入額	2
貸出金償却	91
繰越欠損金	71
その他	3
繰延税金資産小計	284
評価性引当額	△ 284
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金負債の純額	— 百万円

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	科 目	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	350,058	273,852	そ の 他 経 常 費 用	2,804	154,334
資 金 運 用 収 益	257,140	235,003	貸倒引当金繰入額	1,549	152,487
貸 出 金 利 息	185,264	164,548	貸 出 金 償 却	—	—
預 け 金 利 息	11,573	11,062	株 式 等 売 却 損	—	—
有価証券利息配当金	50,329	49,364	そ の 他 の 経 常 費 用	1,254	1,846
その他の受入利息	9,973	10,027	経 常 利 益	81,776	△ 137,969
役 務 取 引 等 収 益	22,716	26,177	特 別 利 益	—	—
受入為替手数料	10,517	12,200	固 定 資 産 処 分 益	—	—
その他の役務収益	12,198	13,976	特 別 損 失	0	0
そ の 他 業 務 収 益	68,247	10,533	固 定 資 産 処 分 損	0	0
国債等債券売却益	—	—	減 損 損 失	—	—
国債等債券償還益	58,373	—	税 引 前 当 期 純 利 益	81,776	△ 137,969
その他の業務収益	9,874	10,533	法人税・住民税及び事業税	296	296
そ の 他 経 常 収 益	1,953	2,137	当 期 純 利 益	81,479	△ 138,266
貸倒引当金戻入益	—	—	繰越金(当期首残高)	345,895	408,820
償却債権取立益	1,885	2,085	当 期 末 処 分 剩 余 金	427,375	270,554
株 式 等 売 却 益	—	—			
その他の経常収益	67	51			
経 常 費 用	268,281	411,821			
資 金 調 達 費 用	△ 1,604	210			
預 金 利 息	476	383			
給付補てん備金繰入額	27	9			
借 用 金 利 息	△ 2,108	△ 182			
その他の支払利息	—	—			
役 務 取 引 等 費 用	15,997	14,977			
支払為替手数料	3,008	3,098			
その他の役務費用	12,988	11,879			
そ の 他 業 務 費 用	10,965	1			
国債等債券売却損	10,827	—			
国債等債券償還損	133	—			
国債等債権償却	—	—			
その他の業務費用	4	1			
経 費	240,119	242,298			
人 件 費	143,791	149,176			
物 件 費	86,023	82,759			
税 金	10,304	10,362			

損益計算書の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口あたりの当期純利益 196円18銭
3. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は、28,841千円であります。
4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

●剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当 期 末 処 分 剩 余 金	427,375,248	270,554,516
剰 余 金 処 分 額	18,554,317	7,931,323
利 益 準 備 金	9,000,000	2,000,000
普通出資に対する配当金(配当率)	7,194,317 (年2.00%)	3,571,323 (年1.00%)
優先出資に対する配当金(配当率)	2,360,000 (年0.59%)	2,360,000 (年0.59%)
繰越金(当期末残高)	408,820,931	262,623,193

●法定監査の状況

当信用組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項に規定する、「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等の計算書類につきましては、会計監査人である「太陽有限責任監査法人」の監査を受けております。

●財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第100期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和6年6月21日
金沢中央信用組合 理事長 山口孝

主要業務に関する指標

●資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位：千円、%)

科 目	項 目	令和4年度	令和5年度
資金運用勘定	平均残高	24,579,191	23,062,113
	利 息	257,140	235,003
	利 回	1.04	1.01
う 貸 出 ち 金	平均残高	10,587,008	10,327,869
	利 息	185,264	164,548
	利 回	1.75	1.59
う 預 け ち 金	平均残高	7,657,906	6,923,745
	利 息	11,573	11,062
	利 回	0.15	0.15
う 有 価 証 ち 券	平均残高	6,137,975	5,621,466
	利 息	50,329	49,364
	利 回	0.81	0.87
資金調達勘定	平均残高	23,371,860	21,946,126
	利 息	△ 1,604	210
	利 回	0.00	0.00
う 預 金 積 ち 金	平均残高	21,777,038	21,841,481
	利 息	503	392
	利 回	0.00	0.00
う 譲 渡 性 預 金	平均残高	—	—
	利 息	—	—
	利 回	—	—
う 借 用 ち 金	平均残高	1,594,821	104,644
	利 息	△ 2,108	△ 182
	利 回	△ 0.13	△ 0.17

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度7,661千円、令和5年度7,267千円)を控除して表示しております。

●総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度
資金運用利回り(a)	1.04	1.02
資金調達原価率(b)	1.01	1.09
総資金利鞘(a-b)	0.03	△ 0.07

(注) 資金運用利回り = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

●総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.32	△ 0.58
総資産当期純利益率	0.32	△ 0.59

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産平均残高(債務保証見返りを除く)}} \times 100$

●業務粗利益及び業務純利益等

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
資金運用収益	257,140	235,003
資金調達費用	△ 1,604	210
資金運用収支	258,744	234,793
役務取引等収益	22,716	26,177
役務取引等費用	15,997	14,977
役務取引等収支	6,719	11,200
その他業務収益	68,247	10,533
その他業務費用	10,965	1
その他の業務収支	57,282	10,532
業務粗利益	322,746	256,526
業務粗利益率	1.31%	1.11%
業務純益	88,924	△ 5,062
実質業務純益	84,647	16,717
コア業務純益	37,234	16,717
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	37,234	16,717

(注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定計平均残高 × 100
 2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債権損益



●預貸率及び預証率

(単位：％)

区 分		令和4年度	令和5年度
預 貸 率	期 末	48.05	47.84
	期中平残	48.61	47.28
預 証 率	期 末	25.69	25.10
	期中平残	28.18	25.73

(注) 1. 預貸率＝ $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率＝ $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

●役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
役 務 取 引 等 収 益	22,716	26,177
受 入 為 替 手 数 料	10,517	12,200
その他の受入手数料	12,086	13,916
その他の役務取引等収益	112	59
役 務 取 引 等 費 用	15,997	14,977
支 払 為 替 手 数 料	3,008	3,098
その他の支払手数料	2,442	1,661
その他の役務取引等費用	10,546	10,217

●その他業務収支の内訳

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
そ の 他 業 務 収 益	68,247	10,533
国 債 等 債 券 売 却 益	—	—
国 債 等 債 券 償 還 益	58,373	—
その他の業務収益	9,874	10,533
そ の 他 業 務 費 用	10,965	1
国 債 等 債 券 売 却 損	10,827	—
国 債 等 債 券 償 還 損	133	—
国 債 等 債 券 償 却	—	—
その他の業務費用	4	1

●経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
人 件 費	143,791	149,176
報 酬 給 料 手 当	116,211	120,345
退 職 給 付 費 用	7,146	7,866
そ の 他	20,434	20,964
物 件 費	86,023	82,759
事 務 費	48,327	43,018
固 定 資 産 費	17,454	16,620
事 業 費	6,404	6,080
人 事 厚 生 費	1,560	2,002
預 金 保 険 料	3,212	3,257
そ の 他	9,064	11,779
税 金	10,304	10,362
経 費 合 計	240,119	242,298

●受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
受 取 利 息 の 増 減	13,192	△ 22,136
支 払 利 息 の 増 減	△ 639	1,815

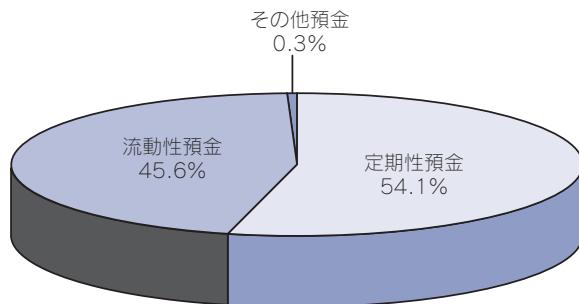


預金に関する指標

●預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	9,287,482	42.7	9,961,215	45.6
定 期 性 預 金	12,396,783	56.9	11,818,770	54.1
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	92,773	0.4	61,496	0.3
合 計	21,777,038	100.0	21,841,481	100.0



●預金者別預金残高

(単位：千円、%)

種 目	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	12,777,619	58.2	12,443,462	57.8
法 人	9,182,670	41.8	9,093,788	42.2
一 般 法 人	9,182,325	41.8	9,088,827	42.2
公 金	294	0.0	2,520	0.0
金 融 機 関	50	0.0	2,440	0.0
合 計	21,960,289	100.0	21,537,251	100.0

●職員1人当たりおよび1店舗当たりの預金残高

(単位：千円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
職員1人当たりの預金残高	844,626	828,355
1店舗当たりの預金残高	7,320,096	7,179,083

●定期預金種類別残高

(単位：千円)

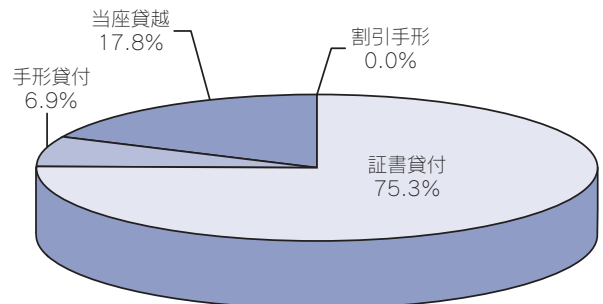
区 分	令和4年度末	令和5年度末
固 定 金 利 定 期 預 金	11,524,192	10,907,995
変 動 金 利 定 期 預 金	—	—
そ の 他 の 定 期 預 金	54,844	48,559
合 計	11,579,036	10,956,555

貸出金等に関する指標

●貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	3,269	0.0	551	0.0
手 形 貸 付	722,731	6.8	707,942	6.9
証 書 貸 付	8,076,974	76.3	7,780,657	75.3
当 座 貸 越	1,784,032	16.9	1,838,717	17.8
合 計	10,587,008	100.0	10,327,869	100.0



●担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和4年度末 249,799	2.4	47,980
	令和5年度末 242,011	2.4	56,980
有 価 証 券	令和4年度末 —	—	—
	令和5年度末 —	—	—
動 産	令和4年度末 —	—	—
	令和5年度末 —	—	—
不 動 産	令和4年度末 5,394,195	51.1	—
	令和5年度末 5,361,384	52.0	—
そ の 他	令和4年度末 —	—	—
	令和5年度末 —	—	—
小 計	令和4年度末 5,643,995	53.5	47,980
	令和5年度末 5,603,396	54.4	56,980
信用保証協会・信用保険	令和4年度末 2,320,093	22.0	—
	令和5年度末 1,984,643	19.3	—
保 証	令和4年度末 191,853	1.8	—
	令和5年度末 230,252	2.2	—
信 用	令和4年度末 2,396,694	22.7	129,499
	令和5年度末 2,485,641	24.1	114,544
合 計	令和4年度末 10,552,637	100.0	177,479
	令和5年度末 10,303,933	100.0	171,524

●貸出金利区分別残高

(単位：千円)

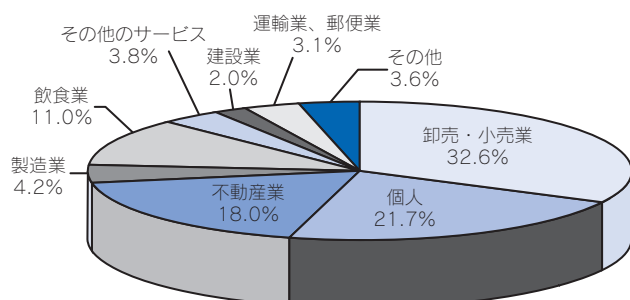
区 分	令和4年度末	令和5年度末
固定金利貸出	5,264,373	4,703,130
変動金利貸出	5,288,264	5,600,803
合 計	10,552,637	10,303,933

●貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業 種 別	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	461,294	4.4	437,580	4.2
農 業、林 業	650	0.0	3,087	0.0
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	237,375	2.2	210,182	2.0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	352,029	3.3	318,149	3.1
卸 売 業、小 売 業	3,594,920	34.1	3,363,241	32.6
金 融 業、保 険 業	—	—	60,000	0.6
不 動 産 業	1,877,951	17.8	1,850,068	18.0
物 品 賃 貸 業	—	—	5,000	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	51,044	0.5	114,248	1.1
宿 泊 業	14,990	0.1	111,318	1.1
飲 食 業	1,115,350	10.6	1,132,814	11.0
生活関連サービス業、娯楽業	83,416	0.8	73,796	0.7
教育、学習支援業	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—
その他のサービス	476,989	4.5	392,361	3.8
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—
小 計	8,266,011	78.3	8,071,850	78.3
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	2,286,625	21.7	2,232,083	21.7
合 計	10,552,637	100.0	10,303,933	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



●貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	5,779,382	54.8	5,284,267	51.3
設 備 資 金	4,773,255	45.2	5,019,666	48.7
合 計	10,552,637	100.0	10,303,933	100.0

●消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	282,162	17.6	264,587	17.2
住 宅 ロ ー ン	1,316,632	82.4	1,274,208	82.8
合 計	1,598,794	100.0	1,538,795	100.0

●職員1人当たりおよび1店舗当たりの貸出残高

(単位：千円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
職員1人当たりの貸出残高	405,870	396,305
1店舗当たりの貸出残高	3,517,545	3,434,644

●代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
全国信用協同組合連合会	129,499	114,544
商 工 組 合 中 央 金 庫	—	—
日 本 政 策 金 融 公 庫	—	—
住 宅 金 融 支 援 機 構	91,455	85,240
福 祉 医 療 機 構	16,639	16,021
中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構	—	—
合 計	237,594	215,806

有価証券に関する指標

●有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	849,847	13.8	701,118	12.5
地 方 債	200,022	3.3	200,013	3.6
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	2,878,119	46.9	2,583,099	46.0
株 式	22,300	0.4	22,300	0.4
外 国 証 券	2,061,514	33.6	1,988,760	35.4
そ の 他 の 証 券	126,172	2.0	126,174	2.1
合 計	6,137,975	100.0	5,621,466	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

●有価証券、金銭の信託の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：千円)

項 目		令和4年度末	令和5年度末
有価証券	取 得 価 格	5,720,134	5,520,942
	時 価	5,554,515	5,323,221
	評 価 損 益	△ 165,618	△ 197,721

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、帳簿価格で表示しております。

2. 「金銭の信託」及び「デリバティブ等商品」は該当がないため掲載しておりません。

●有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

区 分		期間の定め のないもの	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	合 計
国 債	令和4年度末	—	—	—	—	—	—	673,360	673,360
	令和5年度末	—	—	—	—	—	—	643,820	643,820
地 方 債	令和4年度末	—	—	—	—	103,690	—	104,400	208,090
	令和5年度末	—	—	—	—	102,420	—	102,610	205,030
短 期 社 債	令和4年度末	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	令和4年度末	—	200,520	701,440	299,050	392,390	581,160	384,300	2,558,860
	令和5年度末	—	400,300	598,580	—	488,940	682,330	276,740	2,446,890
株 式	令和4年度末	22,300	—	—	—	—	—	—	22,300
	令和5年度末	22,300	—	—	—	—	—	—	22,300
外 国 証 券	令和4年度末	—	99,990	100,000	97,500	696,110	561,640	496,225	2,051,465
	令和5年度末	—	—	100,000	398,990	400,000	565,405	496,808	1,961,203
その他の証券	令和4年度末	127,604	—	—	—	—	—	—	127,604
	令和5年度末	128,229	—	—	—	—	—	—	128,229
合 計	令和4年度末	149,904	300,510	801,440	396,550	1,192,190	1,142,800	1,658,285	5,641,680
	令和5年度末	150,529	400,300	698,580	398,990	991,360	1,247,735	1,519,978	5,407,473

(注) 上場・非上場すべての有価証券を対象としております。外国証券は、すべて円建ての債券です。

その他の業務

●内国為替取扱実績

(単位：千円)

区 分		令和4年度		令和5年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	21,443	30,768,193	27,738	36,520,243
	他の金融機関から	12,200	16,775,718	12,487	21,436,835
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	43	30,746	—	—

開 示 項 目 一 覧

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」で規定されております法定開示項目です。

■ごあいさつ	2	45. 預貸率(期末・期中平均) *	42
【概況・組織】		46. 消費者ローン・住宅ローン残高	44
1. 事業方針	5	47. 代理貸付残高の内訳	44
2. 事業の組織 *	30	48. 職員1人当たり貸出金残高	44
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) *	30	49. 1店舗当たり貸出金残高	44
4. 会計監査人の氏名又は名称 *	30	【有価証券に関する指標】	
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) *	31	50. 商品有価証券の種類別平均残高 *	取扱いなし
6. 自動機器設置状況	31	51. 有価証券の種類別平均残高 *	45
7. 地区一覧	32	52. 有価証券種類別残存期間別残高 *	45
8. 組合員数	7	53. 預証率(期末・期中平均) *	42
9. 子会社の状況	該当なし	【経営管理体制に関する事項】	
【主要事業内容】		54. 法令遵守体制 *	5
10. 主要な事業の内容 *	33~34	55. マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策	6
11. 信用組合の代理業者 *	取扱いなし	56. リスク管理体制 *	
【業務に関する事項】		資 料 編	
12. 事業の概況 *	7	(バーゼルⅡに関する事項を含む)	9~17
13. 経常収益 *	7	57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *	25~26
14. 経常利益(損失) *	7	【財産の状況】	
15. 当期純利益(損失) *	7	58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書 *	37~40
16. 出資総額、出資総口数 *	7	59. 協金法開示債権(リスク管理債権)	
17. 純資産額 *	7	及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 *	18
18. 総資産額 *	7	60. 自己資本充実状況(自己資本比率明細) *	
19. 預金積金残高 *	7	(バーゼルⅡに関する事項を含む)	11~12
20. 貸出金残高 *	7	61. 有価証券、金銭の信託等の評価 *	45
21. 有価証券残高 *	7	62. 外貨建資産残高	取扱いなし
22. 単体自己資本比率 *	7	63. オフバランス取引の状況	取扱いなし
23. 出資配当金 *	7	64. 先物取引の時価情報	取扱いなし
24. 職員数 *	7	65. オプション取引の時価情報	取扱いなし
【主要業務に関する指標】		66. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *	15
25. 業務粗利益及び業務純益等 *	41	67. 貸出金償却の額 *	15
26. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 *	41	68. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	40
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘 *	41	69. 会計監査人による監査 *	40
28. 受取利息、支払利息の増減 *	42	【その他の業務】	
29. 役務取引の状況	42	70. 内国為替取扱実績	45
30. その他業務収支の内訳	42	71. 外国為替取扱実績	取扱いなし
31. 経費の内訳	42	72. 公共債窓販実績	取扱いなし
32. 総資産経常利益率 *	41	73. 公共債引受額	取扱いなし
33. 総資産当期純利益率 *	41	74. 手数料一覧	35
【預金に関する指標】		【その他】	
34. 預金種目別平均残高 *	43	75. 当組合の考え方	1
35. 預金者別預金残高	43	76. 沿革・歩み	3~4, 32
36. 財形貯蓄残高	取扱いなし	77. 総代会について	27~28
37. 職員1人当たり預金残高	43	78. 役員等の報酬体系	29
38. 1店舗当たり預金残高	43	【地域貢献に関する事項】	
39. 定期預金種類別残高 *	43	79. 文化的・社会的貢献活動及び地域貢献に関する取組み	19~24
【貸出金等に関する指標】		80. 地域密着型金融の取組み	19~24
40. 貸出金種類別平均残高 *	43	81. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について	24
41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *	43		
42. 貸出金金利区分別残高 *	44		
43. 貸出金使途別残高 *	44		
44. 貸出金業種別残高・構成比 *	44		

ちゅうしん

夢☆応援します——



金沢中央信用組合